

市民福祉委員会記録

○開催日時

平成26年3月18日 午前9時59分～午後3時20分

○開催場所

第3委員会室

○出席委員（7人）

委員長 江口 是彦
副委員長 中島 由美子
委員 瀬尾 和敬
委員 永山 伸一

委員 井上 勝博
委員 新原 春二
委員 今塩屋 裕一

○その他の議員

議員 持原 秀行

議員 森満 晃

○説明のための出席者

市民福祉部長 春田 修一
市民課長 榊 順一
環境課長 寺園 良介
廃棄物対策グループ長 若松 幸記
川内クリーンセンター所長 染川 秀夫
市民健康課長 穴野 克己
保険年金課長 中村 真

国保グループ長 前田 隆盛
税務課長 山口 秀昭
課長代理 佐多 誠一
市民税グループ長 大原 和人
収納課長 枇杷 繁

○事務局職員

議会事務局長 田上 正洋
課長代理 南 輝雄

議事グループ専門員 久米 道秋

○審査事件等

審 査 事 件 等	所 管 課
議案第 3 7 号 平成 2 6 年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	環 境 課 川内クリーンセンター
議案第 3 7 号 平成 2 6 年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	市 民 課
議案第 3 1 号 薩摩川内市国民健康保険診療施設条例の一部を改正する条例の制定について 議案第 3 7 号 平成 2 6 年度薩摩川内市一般会計予算 議案第 4 9 号 平成 2 6 年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算 (所管事務調査)	市 民 健 康 課
議案第 3 7 号 平成 2 6 年度薩摩川内市一般会計予算 議案第 4 8 号 平成 2 6 年度薩摩川内市国民健康保険事業特別会計予算 議案第 5 1 号 平成 2 6 年度薩摩川内市後期高齢者医療事業特別会計予算 (所管事務調査)	保 険 年 金 課 (市民健康課) (税 務 課) (収 納 課)

△開 会

○委員長（江口是彦）ただいまから、市民福祉委員会を開会します。

委員会は、あすまでの2日間にわたる審査となりますが、お手元に配付しております審査日程により、審査を進めることとし、本日は、保険年金課まで審査を進めたいと考えておりますが、そのように審査を進めることで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦）御異議なしと認めます。

よって、審査日程により、そのように審査を進めます。

なお、環境課と川内クリーンセンターは、同時に審査を行います。

ここで、傍聴の取り扱いについて申し上げます。

現在のところ傍聴の申し出はありませんが、会議の途中で傍聴の申し出がある場合は、委員長において随時、許可します。

△部長の概要説明

○委員長（江口是彦）それでは、各課の審査に先立ち、部長に概要説明を求めます。

○市民福祉部長（春田修一）皆さん、おはようございます。あしたまでの2日間、よろしくお願いいたします。

それでは、市民福祉部の概要について若干説明させていただきますが、今回、皆様方に御審議いただく部分については、条例が1本。これは、診療施設条例の一部を改正する条例でございまして、診療報酬改定に伴う分でございます。

予算関係では、一般会計以下、特会が4本ございますので、それぞれの課で御説明をさせていただきますと思います。

続きまして、本日提出させていただきました委員会資料の種類について若干説明させていただきますが、別冊1につきましては保険年金課、別冊2につきましては、高齢・介護福祉課のそれぞれ所管する一般会計・特別会計の予算の概要などを記載しております。別冊3は、四つの特別会計の予算費目の解説として作成しておりますので、ごらんいただきたいと思います。

保険年金課と高齢・介護福祉課以外の課所については、本編資料で説明させていただきたいと思います。

私のほうにつきましても、予算の概要ではなくて、この本編のほうで説明をさせていただければというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、平成26年度の当初予算の概要について御説明させていただきますので、今申しましたこの市民福祉委員会資料、右側に本編と書いてありますが、これをごらんいただきたいと思います。

まず、本編資料の1ページをお開きいただきたいと思います。

これが、市民福祉部の本年度予算全体を各課ごとに計上させていただいた部分でございますが、一般会計におきましては、市民福祉部の総額、左側の一般会計の一番下のところでございますが、196億9,902万5,000円という計上いたしております。一般会計の総額に占める割合は36.9%、平成25年度の当初予算と比較しますと、約3億3,900万円、1.8%の増となっております。

特別会計におきましては、251億7,197万円でございます。前年度対比で約3億3,500万円、1.3%の増となっております。

一般会計の前年度比3億4,000万円強の増につきましては、特に平成26年度におきましては、4月から消費増税に伴います低所得者対策として、臨時福祉給付金事業に約3億8,100万円、子育て世帯として、子育て世代臨時特例給付事業による1億2,500万円、二つを合わせますと約5億円が増になっているところでございます。

そのほか、社会保障関係経費が総じて増となっております。障害者の自立支援給付費については、約8,000万円の増、そのほか園児の増と単価増というようなことによりまして、保育所運営費が6,000万円の増があるところでございます。

前年度比で、減額の主なものについては、認定こども園整備事業を平成25年度当初予算で1億9,000万円ほど計上いたしておりましたが、これがなくなったこと。それと、地域介護福祉空間整備事業費の4,000万円。それと、子宮頸がんワクチン接種につきましては、積極的な勧奨をしないということになったことによります減等があるところでございます。

次に、新規あるいは拡充した事業について、詳

しくは担当課長のほうから説明しますが、私としては簡単に触れさせていただきますが、あけていただきまして2ページをお開きいただきたいと思います。

新規事業としましては、川内クリーンセンターの焼却灰の処理調査検討費用等検討事業を、そして風疹予防接種等の助成事業を。これは、平成25年度既定予算で対応した予防接種助成に、新たに抗体検査に係る費用を助成することにしたところでございます。

ただ、国のほうも、妊娠を希望される女性とその家族等につきまして、助成制度を創設されましたので、若干、本市としてはそことの調整が今後出てくるのかなと思っておりますが、本市としては、それ、国庫対象外の部分についても考えていきたいというふうに考えているところでございます。

それと、薬剤師会が行う残薬整理事業に新たに40万円を。それと「野菜1日350g両手いっぱい運動」という形で、仮称で設けておりますが、この部分に若干経費を組んでおります。

それと、国のほうでは地域包括ケアを今後進めるということにしておりまして、地域包括ケアの中では、医療連携という部分が非常に重要になってまいります。ここができないと、他の部分まで波及できないということがございまして、1年かけて医師会、歯科医師会、あるいはケアマネジャー、そういう各種団体の方々と、薬剤師さんも含めてですが、保健所も含めて協議をしております。そのようなことで、医師会のほうが中心となってこの連携事業を進めようということで、今、動きつつございまして、それに対する助成を考えてるところでございます。

それと、成年後見センターということで、これも平成22年度からずっと市民後見制度の養成をやってまいりましたが、3年経過したということ等もございまして、ひとり暮らしあるいは認知症の方が多くなっているというようなこと等から、成年後見センターを設置しようということで、今、社協と詰めをしてるところでございますが、ある程度の合意が得られましたので、今後、この分について予算を計上させたところでございます。

それと、国の施策につきましては、先ほど申しましたように、消費増税に伴う分、5%が8%に

伴う低所得者対策、あるいは子育て対策ということで、約5億円の計上があるところです。

拡充したものににつきましては、予防接種の手技料の単価を増にしております。これにつきましては、平成20年度に上げましてから、もう5年間据え置いたままで医師会のほうにお願いしてるところでございますが、消費税が上がるというようなこと等もございまして、また、国のほうからの要請等もございまして、今回、若干上げさせていただいたところでございます。

そのほか、市政施行10周年記念事業としての花いっぱい推進事業を追加いたしましたところでございます。

それと、甕島ごみの島外搬出につきましては、川内クリーンセンターまでの搬入を完全な民間委託にしたところでございます。

それと、介護予防ボランティア事業ですが、これについては、今まで支援型という形でやってきておりましたが、これに老人クラブとか、あるいは高齢者の方々が多数入っていらっしゃいますクラブ、そういう任意クラブ等も含めまして、参加型の、行事に参加することによって、ボランティア券を付与するという形に対象を拡大したところでございます。こうすることによって、元気高齢者をつくっていかうということで考えておりまして、その分に伴いまして、現在、高齢者お出かけ支援事業があるところでございますが、この分については平成26年度をもって廃止したいと。ですから、平成25年度にボランティアのポイントを付与して活動していただくことによって交換できる券が、ボランティア券が交付されますので、1年の間にその活動をしていただいて、次の年で基金のほうから交付をすると。その時点で、お出かけ支援事業を廃止できればというふうに考えておるところでございます。

本編資料の2ページから3ページにつきましては、今申しました新規事業を、拡充した事業を抜き出した一覧となっておりますので、ごらんいただければと思います。

それと、私のほうからは最後になりますが、補正予算の関係を若干、予告と申しますか、させていただきたいと思っております。

当初予算を編成する段階で、国の動き等が見えなかった部分やら、概算ではじいて出した部分が

ございます。それが、まず、水ぼうそうと成人用肺炎球菌ワクチンの定期接種。これにつきましては、秋口から国のほうは定期接種化するというところでございまして、この分については補正で対応せざるを得ないということで考えております。

それと、消費増税に伴います診療報酬、介護報酬、保護費等があるところでございますが、これにつきましては、若干の伸び率等の中には含んでおりますが、当初予算編成時でははっきりした数字が出ておりません。そのような関係もございまして、診療報酬等の改定に伴います増が出てくることも予想されてるところでございまして、そちらのほうも御含みおきいただければと思っております。

それと、臨時給付金等子育て臨時給付金の部分でございますが、これも概数ではじいております。というのは、平成26年1月1日現在の住民票がある方で、当該年度の課税状況ということでございまして、これが確定するのが5月でございしますので、私どもとしては平成25年1月1日現在のデータではじいたということ等もございまして、修正が出てくるだろうというふうに考えているところでございまして、今言った3点につきましては、補正をお願いすることになるかと思しますので、御理解のほどよろしくお願いしたしたいと思います。

ちょっと長くなりましたが、私のほうからは概要の説明を終わらせていただきます。

△環境課・川内クリーンセンターの審査

○委員長（江口是彦） それでは、環境課及び川内クリーンセンターの審査を行います。

△議案第37号 平成26年度薩摩川内市一般会計予算について

○委員長（江口是彦） 議案第37号平成26年度薩摩川内市一般会計予算を議題といたします。

まず、部長に概要説明を求めます。

○市民福祉部長（春田修一） それでは、環境課の予算の概要について御説明いたします。

これも委員会資料の本編の部分の2ページを開きいただきたいと思います。

先ほども若干触れさせていただきましたが、花いっぱいまちづくり推進事業として1,319万2,

000円を計上いたしております。

3ページでございしますが、計画策定一覧のところ、一番下の段になります。平成27年度から平成36年度までに10カ年に及ぶ第2次本市環境基本計画を平成25年度、平成26年度の2カ年で策定する予定でございまして、平成26年度においては450万円を計上させていただいたところでございます。

引き続き、川内クリーンセンターの概要について御説明させていただきますが、これも本編資料の1ページ、左側でございしますが、一般廃棄物の収集運搬業務につきましては、環境課から川内クリーンセンターに業務を移管いたしております。特に平成25年7月から市直営により、甌島地域の可燃ごみについて島外搬出を行いまして、川内クリーンセンターに納入しているところでございますが、同年8月、一部委託により実施してきたものを平成26年4月からは、職員の配置先も確保できるというようなこと等もございまして、完全委託化を図っていきたいというふうに考えております。

次に、平成26年度から平成28年度までの3カ年、現在の運転業務に加えまして、保守点検、小規模修繕、薬剤・燃料の調達など、委託業務を拡大した包括契約を行いたいということで、予算を計上させていただいております。

次に、長期稼働によりまして、施設が老朽化している川内クリーンセンターについては、国の交付金を活用しながら計画的な施設の大規模改修による延命化のための計画を進めていきたいというふうに考えております。

次に、川内クリーンセンターの一般廃棄物処分場でございますが、これにつきましては、委員会のほうでも現地を視察していただいて、ごらんいただいているところでございますが、埋立容量があと1年弱となったところでございます。

これにつきましては、隣接地に新たな処分場を建設する予定でございましたが、最終処分場の埋立物を掘り起し、分別し、可能な限り資源化を行う最終処分場再生事業が国の交付対象となることがわかったところでございます。

近年、技術の進歩により、これらの単価も下がってきているというようなこと等から、新たな施設をつくるよりは、再生事業のほうが財政的にも得

策ではないかというようなこと等もございまして、今回、その調査費用を計上させていただいてるところでございます。机上ではじいた部分では、かなり長いスパンで見ますと得策でございますが、それらをもうちょっと専門的な形ではじいてみたいということで、予算を計上させていただいたところでございます。

以上が、環境課及び川内クリーンセンターの当初予算概要でございますが、予算の内容につきましては、この後、環境課長、川内クリーンセンター所長からそれぞれ御説明させていただきたいと思っております。

○委員長（江口是彦）引き続き、当局に補足説明を求めます。

○環境課長（寺園良介）おはようございます。それでは、平成26年度の当初予算、環境課分について説明をさせていただきたいと思っております。

予算調書で説明をさせていただきたいと思しますので、予算調書をお願いいたします。

まず、歳出でございます。

予算調書の110ページをお開きください。

事項は災害救助費115万7,000円、水害時の応援協定に基づくし尿くみ取りに必要なバキューム借り上げ等に係る経費でございまして、水害時のし尿くみ取りに係る市外からの応援への謝金7万8,000円、市内業者からのバキューム車借り上げ87万9,000円、浸水家屋のし尿くみ取り助成20万円に要する経費でございます。

110ページ下の段でございます。

事項は狂犬病予防事務費130万6,000円、狂犬病予防に係る経費で、注射済み票、犬シール13万3,000円、予防注射通知郵送料50万円、畜犬管理システム保守点検委託40万円が主な費用でございます。

111ページをお開きください。事項が環境総務一般管理費1億6,027万6,000円、環境行政に係る一般管理経費及び先ほどありました環境基本計画策定等に係る経費で、環境審議会委員19人の報酬、それから環境保全嘱託員、それから清掃等業務嘱託員、それぞれ1人おります、その報酬。それから、一般職員20人の人件費、それから環境基本計画策定支援業務委託等450万円、九州都市環境行政連絡会議負担金1万2,000円、本市の衛生自治団体連合会運営費補助金1

40万円が主なものでございます。

ここで、ちょっと衛自連の事業に関しまして報告させていただきたいと思っております。ごみ袋の価格でございます。

過去の消費税課税時にも、市民の負担増にならないようにということで、卸・小売ともに価格転嫁しなかったんですけれども、昨今の円安・原油高等により仕入れ価格が非常に高騰しまして、今後の衛自連の維持・運営状況を検討した結果、今回の消費税増税は対応せざるを得ない状況ということで、可燃が大・中・小あります。これ、20枚入りです。不燃が10枚入りです。大・中あります。いずれも1袋当たり10円価格を値上げする方針であるとのことでございます。

111のページ下の段です。

事項は環境保全対策費820万7,000円、環境保全対策に係る経費で、ウミガメ保護監視員12人分の賃金、それからスイングフォグ等点検整備修繕等40万円、蘭牟田池環境調査業務等委託等582万円、ラムサール条約登録湿地関係市町村会議負担金4万円、快適環境づくり補助金10万円が主なものであります。

112ページに参ります。

事項は地球温暖化対策費97万2,000円でございます。地球温暖化対策に係る経費で、エネルギー管理システム使用料97万2,000円が主なものであります。

同ページの下段でございます。

事項は花いっぱいまちづくり推進事業費1,319万2,000円、花いっぱいまちづくり推進事業に係る経費で、推進協議会委員謝金・旅費のほか、市及び地域のシンボル花壇の設置工事600万円、快適環境づくり補助金が400万円が主なものでございます。

ここににつきましては、また後ほど所管事務調査のほうで報告させていただきたいと思っております。

それから、113ページでございます。

事項は公害対策費1,013万円でございます。公害対策に係る経費で、臨時環境測定調査手数料57万3,000円、環境測定業務委託950万円が主なものでございます。

同ページの113ページ下の段でございます。

事項は市営墓地管理費352万7,000円、市営墓地の維持管理に係る経費で、川内・入来市営

墓地管理代行委託等で、そのまま３５２万
７，０００円が主なものでございます。

１１４ページに参ります。

事項、葬斎場管理費５，０８２万１，０００円は、
葬斎場の維持管理に係る経費で、川内葬祭場やす
らぎ苑等管理代行委託４，１３１万６，０００円、
川内葬斎場やすらぎ苑空調機取り替え修繕等
７００万円、火葬料差額助成金２４９万
５，０００円が主なものでございます。

１１４ページ下の段でございます。

事項は清掃総務一般管理費３９２万２，０００円、
廃棄物対策事業に係る経費で、し尿収集手数料調
整助成金３００万円、川内汚泥再生処理センター
対策委員会運営費補助金４５万円が主なものでご
ざいます。

ここで、し尿収集手数料調整助成金について、
ちょっと報告をさせていただきたいと思います。

これにつきましては、平成２４年４月から川内
汚泥再生処理センターの運用開始に伴いまして、
それまでさつま町で処理されまして、さつま町の
料金でございました入来・祁答院地区と、川内・
樋脇・東郷地区のくみ取り料金の差額を業者のほ
うに補填して、入来・祁答院地区住民の負担を緩
和するというものでありましたけれども、当初の
予定として、この緩和措置は、３年間で限度とし
て、さつま町の料金が川内・樋脇・東郷地区の料
金と同等の金額となるときまで続けることといた
しておりました。ちょうど平成２６年度が３年度
に当たりますので、今回の予算計上が最後となる
ものでございます。

ただし、こちらが入手しました情報によります
と、さつま町のほうで、料金改定がなされるとい
うことが３月議会に上程されているようです。そ
れがもし可決いたしますと、平成２６年７月から
さつま町の料金が川内地区と同等に上がってくる
ということになりますれば、平成２６年の７月か
らこの助成がなくなって、入来・祁答院の方と川
内・樋脇・東郷の料金が同一料金。端的に言いま
すと、入来・祁答院の方の料金が若干上がってく
るという状況が発生するんじゃないかなというふう
に思っております。

ただ、これは確定しておりませんので、一応情
報として、報告をしておきたいというふうに思い
ます。

それから、１１５ページをお開きください。

事項が、不法投棄対策費３９万円です。不法投
棄対策に係る経費で、不法投棄物処理手数料、そ
れから不法投棄回収業務委託料が主なものでござ
います。

１１５ページ下の段、事項は環境美化推進事業
費４６４万９，０００円、環境美化推進に係る経費
で、環境美化推進員の年額及び出会謝金３６４万
８，０００円が主なものでございますけれども、予
算調書の経費の主な内容のところに、環境美化推
進員１２０人となっておりますけれども、これは、
１２０人は定数でございます。現在、予算で願
いしてるのは、１１４人分の年額３万円と、１１
４人分の１回当たり２，０００円の合計の３６４万
８，０００円をお願いしているところでございます。

それから、１１６ページに参ります。

事項、一般廃棄物処理費８３９万９，０００円、
一般廃棄物の処理に係る経費で、微量ＰＣＢ汚染
廃電気機器処分業務委託等が、６６４万８，００
０円が主なものでございます。

同ページの下段でございます。

事項が資源ごみ分別推進事業費３，７２１万
３，０００円、資源ごみ分別推進事業に係る経費で、
地区コミ分別収集報奨金等１，８１３万
８，０００円、リサイクル推進員補助金１，１２５
万円、廃棄物収集施設整備補助金等６０４万、使
用済自動車島外搬出補助金等１１４万
１，０００円が主なものでございます。

１１７ページに参ります。

事項は甌島クリーンセンター管理費２２０万
１，０００円、甌島地域クリーンセンターの維持管
理に係る経費で、クリーンセンターといいますけ
ど、実際はストックヤード及び管理事務所になり
ます。維持管理に係る経費で、光熱水費が
１４４万円、施設修繕２０万円が主なものでござ
います。

１１７ページ下の段です。

事項は最終処分場管理費１，４９３万２，００
０円、最終処分場の維持管理に係る経費で、管理用
薬品等１０８万９，０００円、光熱水費１３４万４，
０００円、水処理施設修繕等７２万７，０００円、
汚水処理施設維持管理業務委託等４７７万
２，０００円、最終処分場監視調査業務委託等
７００万円が主なものでございます。

118ページに参ります。

事項は上甌投入施設管理費824万4,000円、上甌し尿投入施設の維持管理に係る経費で、施設維持管理業務委託等176万6,000円、し尿・浄化槽汚泥処理下水道使用料480万円が主なものでございます。

118ページ下の段でございます。

事項、下甌環境センター管理費3,958万8,000円は、下甌環境センターの維持管理に係る経費で、管理用薬品等861万6,000円、光熱水費499万2,000円、運転管理委託等が、1,430万8,000円が主なものでございます。

119ページ、事項汚泥再生処理センター施設管理費2億8,426万2,000円、川内汚泥再生処理センターの維持管理に係る経費で、維持管理運営委託等2億8,426万2,000円でございます。

同ページの下段でございます。

事項は汚泥再生処理センター施設整備費1,503万4,000円、これは、川内汚泥再生処理センター施設整備事業に係る経費で周辺整備工事、これは、周辺は旧環境センター跡地が、現在、更地になっております。ここを整備してこうということで、1,500万円が組んでる主なものでございます。

それから、120ページ、事項災害予防応急対策費300万円は、共同墓地の特別災害復旧補助に係る経費で、補助金でございます。

同ページの下段、事項現年公用・公共施設災害復旧事業費200万円は、クリーンセンターや最終処分場等が災害を受けた場合の災害復旧に係る修繕や工事費でございます。

続きまして、歳入予算について説明をさせていただきます。

予算調書の22ページをお開きください。

使用料の衛生使用料、予算額661万3,000円、行政財産使用料が4万8,000円、葬斎場の火葬使用料が496万4,000円、葬斎場等施設使用料が35万1,000円、墓地使用料が、125万円が主なものでございます。

同じく、22ページのちょっと下のほうです。

手数料の衛生手数料2,532万6,000円は、廃棄物処分手数料2,115万8,000円、畜犬登録手数料が120万円、狂犬病予防注射済み票

交付手数料が253万円、特定家庭用機器運搬手数料29万2,000円が主なものでございます。

なお、参考までにまたちょっと報告をさせていただきたいと思いますが、狂犬病の予防注射につきましては、現在、獣医師に支払う注射料金、これが2,450円で、市が手数料として徴収しております注射済み票。これが550円の合計3,000円を、注射に来られた時点で飼い主の方がお支払いされるんですけれども。今回、獣医師会のほうから、消費税の増税に合わせて等、鹿児島地区の注射料金、技術料を含めたところの注射料金が若干低いということで、4月から400円ほど増額したいということで申し出がありまして、今後は飼い主さんの負担が3,000円から3,400円に負担増になりますので、報告をさせていただきます。

それから、23ページでございます。

県補助金の衛生費補助金27万4,000円、保健衛生費補助金、ウミガメ保護監視員の設置費補助金でございます。

同じく23ページ、県委託金、衛生費委託金9万3,000円は、保健衛生費委託金、権限移譲事務委託金で、ウミガメ保護、県立自然公園、化製場等の分でございます。

23ページ、財産運用収入、財産貸付収入3万3,000円は、土地建物貸付収入、貸地料でございます。東郷し尿中継用地等の旧環境センター関連の用地ということでございます。

同じく23ページ、財産運用収入、利子及び配当金3万4,000円。これは、利子及び配当金ということで、汚泥再生処理センター施設整備基金の利子収入でございます。

同じく、23ページの財産売り払い収入、物品売り払い収入1,565万円は、資源ごみ売り払い及び汚泥再生処理センターの炭化物の売り払い収入でございます。

同じく、23ページの一番下です。雑入になります。117万2,000円は、電気・水道料の実費収入金4万2,000円、火葬料実費徴収金65万円、使用済自動車島外搬出助成金が、48万円が主なものでございます。

以上で説明を終わりますけれども、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（江口是彦）続いて、川内クリーンセ

ンター所長の説明も併せていたしましょうか。

○川内クリーンセンター所長（染川秀夫）おはようございます。川内クリーンセンターでございます。よろしくお願いします。

まず、歳出のほうから御説明いたしますので、予算調書の121ページをお開きください。

まず、上の表でございます。4款2項5目ごみ処理費、事項は一般廃棄物処理費で、市内全域の一般廃棄物収集運搬に係る経費でありまして、事業費は3億3,883万1,000円であります。経費の主なものは、一般廃棄物収集に関する業務委託及び両甕島クリーンセンター可燃ごみ島外搬出等業務委託であります。

なお、この業務は平成26年度に環境課から川内クリーンセンターへ業務移管されるものであります。

次は、事項資源ごみ処理施設管理費で、資源ごみ処理施設の管理運営に係る経費でありまして、事業費は1,314万8,000円でございます。経費の主な内容は、ペットボトル、プラスチック類等の資源減容業務委託であります。

次は、122ページ、上の列、事項が川内クリーンセンター管理費で、川内クリーンセンターの管理運営及び施設維持・整備に係る経費でありまして、事業費は5億2,752万1,000円でございます。

経費の主な内容ですが、一般職4人の給与、次に、焼却施設維持・補修等ですが、これは、焼却炉内の耐火物の保守、焼却炉2号炉のバグフィルターろ布交換整備等が主なものであります。

運転管理業務委託につきましては、先ほど部長からもありましたように、平成26年度から従来のクリーンセンター運転業務に、薬品や燃料の調達及び小規模修繕工事等も委託業務に追加するものであります。

配水管布設替え工事ですが、これは県道京泊大小路線、小倉町堂階橋の橋梁改良工事に伴い、クリーンセンターの配水管の移動が必要なものであります。

川内クリーンセンター地域振興補助金63万円は、小倉川底地区に対する補助金であります。

次は、下の表でございます。

最終処分場管理費で、クリーンセンターで発生する焼却灰の外部処分に係る経費でありまして、

事業費は8,388万9,000円でございます。

これは、川内クリーンセンターの最終処分場の延命化を図るもので、焼却灰や不燃残渣等について、県外事業者へ処理委託するもの及び焼却灰の処理及び最終処分場整備に係る検討調査事業を委託するものであります。

次に、歳入を説明をいたしますので、予算調書の24ページをお開きください。

上から2段目の14款2項3目衛生手数料ですが、予算が3,840万3,000円、節は衛生手数料、廃棄物処分手数料で、クリーンセンターへ直接搬入されたごみの処分手数を計上しております。

次は、15款2項3目衛生費補助金、予算額が254万円、節は保健衛生費補助金、循環型社会形成推進交付金で、川内クリーンセンター基幹改良事業実施に伴う計画支援委託に係る交付金を計上しております。

次は、17款2項2目物品売り払い収入で、予算額1,534万円、節は物品売り払い収入、資源ごみ売り払い収入で、クリーンセンターに搬入された廃棄物のうち、鉄、アルミ、紙など、有価物として売却できる資源ごみの売り払い収入分を計上しております。

次は、21款5項4目雑入です。予算額が441万8,000円、節の主なものは、川内クリーンセンター配水管移設補償費であります。

次に、下から2段目のペットボトル等有償入札拠出金で、法律に基づき指定された協会、容器包装リサイクル協会といいますが——に処分委託をしておりますけれども、協会の処理料に余剰金が出るのが予想されるものですから、その余剰金を協会から市町村に配当されるもので、平成26年度は200万円を予定をしております。

次に、債務負担行為について御説明をいたしますので、予算書、予算に関する説明書の9ページをお願いします。

9ページの表の上から2行の分になります。

まず、川内クリーンセンター運転管理業務委託でございます。平成27年度から平成28年度までの2年間で、限度額は5億6,119万8,000円であります。これは、平成26年度から川内クリーンセンターの運転管理について、これまでより委託業務範囲を拡大し、平成28年度までの

長期包括委託をするために設定するものであります。

次に、川内クリーンセンター基幹的設備改良事業アドバイザー支援業務委託で、平成２７年度から平成２８年度までの２年間で、限度額は２，８２２万円であります。これは、川内クリーンセンターについて、長期稼働によりまして、施設が老朽化していることから、国の交付金を活用しながら、計画的な施設の大規模改修による延命化を図るため、この改修計画を実施するものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○委員長（江口是彦） ただいま環境課及び川内クリーンセンターの説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博） 先ほどの一般廃棄物の最終処分場の再生化事業ですか、これについては、今説明があった川内クリーンセンター基幹的設備改良事業アドバイザー支援業務委託との関係なんでしょうか。それ、予算はどこで出てきているのかというのを教えていただけますか。

○環境課長（寺園良介） 基幹的改良と最終処分場再生事業は全く別物です。所管事務調査の資料の中に、それ、また別途説明させていただくということで入れてございますので、申しわけございません。

○委員（井上勝博） 調書の１２２ページの運轉管理業務委託等についての説明がよくわからなかったものですから、もう少し詳しく説明いただけますか。

○川内クリーンセンター所長（染川秀夫） 運轉管理委託等についてということでございますが、これまで川内クリーンセンターでは、焼却炉の運轉管理、そこが大きな委託事業でございましたが、これまで職員のほうで行っておりました消耗品購入、薬品などの消耗品購入、それから小規模な修繕、大規模修繕と小規模修繕と分けておりますが、大規模は、大きな焼却炉内の心臓部を修理するのが大規模修繕と分別をしておるわけですが、それ以外の修繕は小規模修繕として行っておりました。これについても委託の中に含めるということにしております。それから、水質検査などの手数料です。そういうようなものまで含めたものを委託の中に含めて行っていたきたいということで、計

画をしているものであります。

○委員（井上勝博） その委託については、増額になるわけですね、委託料が。どのぐらいの増額になるんですか、今言われた部分でいうと。

○川内クリーンセンター所長（染川秀夫） 予算的には、平成２５年度からいいますと１億円程度の増額になりますが、これは、これまで私ども市のほうで行っていた消耗品購入等の予算とほぼ同額ということになります。

○委員（井上勝博） ごみ袋の価格が上がるということなんですが、１袋当たり１０円の値上げっていうのは、可燃物については２０枚入り、不燃物については１０枚入り、１袋というのは２０枚入り一つが１０円の値上げになると。今は、その価格というのはどれぐらいでしたっけ、一袋当たりの価格。

○環境課長（寺園良介） 可燃の２０枚入り、一袋３００円でございます。これが３１０円になります。それから、可燃の中も２０枚入りですけれど、２４０円が２５０円になります。小は、２００円が２１０円になると。不燃のほうは、大が、２００円が２１０円、それから、不燃の中が、１５０円が１６０円という形でございます。

○委員長（江口是彦） ほかに御質疑ございませんか。

○委員（今塩屋裕一） 予算調書の１１５ページ、不法投棄処理手数料とあるんですけど、これは、今、家電リサイクルで集めてる業者がしまして、民間のところとの契約で、そして、今全然お金にならないんですか、そのまま不法投棄という形で、ずっとそのまま、そして、もう本当、不法投棄に近いような、うちの宮里町を見ても、ソファや全然、クリーンセンターに持っていけばいいのになのがたくさんあるんですけど、なかなか地主の方やら、地域としても県道も整備されて、環境美化にもちょっとおかしいんじゃないかっていう声もありまして、この辺の予算にも、この委託業者に入ってるんですか。その辺を教えてください。

○環境課長（寺園良介） この処理手数料は、いわゆる無料回収業者の手数料じゃなくて、いわゆる環境美化推進員等が、誰が投棄したかわからないものを一時的に木場茶屋に収集して置いてあります。その中で、費用のかかる家電４品目等、こ

れについてはこちらのほうで、費用を出して処理をせないかんという状況だもんですから、そのための費用ということです。

現在の市内に5カ所ほどあります無料回収業者の状況については、廃棄物対策グループ長がちょっと、状況報告させてもらいたいと思います。

○環境課廃棄物対策グループ長（若松幸記）
それでは、説明をいたします。

現在、先ほど課長が言いましたとおり、市内に5カ所ほどの、今、委員おっしゃったような無料回収場がございます。これについては、毎年11月ごろなんですけども、県のほうのこういう部署があるんですけど、そこと一緒に私どもパトロールをします。そして、適正な指導をしていくんですけども、今、委員おっしゃった宮里ですけれども、ここについてはエコネット九州というところが、経営というか、借地をしてやってるんですけども。ここについては、今年の4月にきれいにかたづけて撤退をするということを聞いております。そういう指導をことし2月の12日、指導に行きまして確約をいただいております。

以上です。

○委員長（江口是彦） いいですか。ほかにご質疑ありませんか。

○委員（新原春二） 旧川内環境センター跡地の環境整備、1,500万ぐらいの予算がつけてあると思うんですけども。この整備、植栽を恐らくされる予定でされてるんですが、もうちょっと何か方法はなかったのかなと考えているんですよ。

具体的に言うならば、あそこを掘り起こして畑にして、環境保全型の畑地として市民に貸して、肥料もありますから、そうした一つの方法は考えられなかったのかな。植栽をすれば、どうしてもまだ手入れがずっとランニングコストが入っていきんですが、畑地にしてそれを市民に貸し出して、そこを有機肥料でもして野菜をつくれるような体制というのはなかったのか。平米としてはどのぐらいの平米数があるんですか。

○環境課長（寺園良介） 平米数は7,000平米でございます。

○環境課長（寺園良介） 今委員がおっしゃったとおり、まずは緑地、芝張りをして。後、迷惑施設としての地元の方からちょっといろいろ要望がございまして、パークゴルフ場とかそういうもの

に使えないとか、そういうお話がありますので、できるだけ費用のかからないような方向で、地元の要望にも応えられたらなっている形で、ちょっと内部では検討してるんですけども。市民全般に開放するようなそういう畑とか、そういうものはちょっと今のところまだ考えてはいないです。

○委員（新原春二） 要望なんですけども、やっぱりいろんなパークゴルフにしても、ランニングコストがずっとかかっていくわけですね。整備の関係を含めて、管理人も置かないかんし。それから考えれば、そういった畑地にして貸し出しをするということにすれば、それぞれ市民が管理をしていくわけですから。そのものも7,000平米ですから、かなり大きい敷地ですので、緑地を含めてそういうのが考えられたら、また考えていただきたいのと、要望にしておきます。

○委員長（江口是彦） 要望であります。

ほかに御質疑ありませんか。

○委員（瀬尾和敬） この調書の111ページに、蘭牟田池環境調査業務委託費とあるんですが、これは、一体どういうことを環境調査することになってるんですか。

○環境課長（寺園良介） 環境調査は、水質、それから底質、底の泥の状況、それから3年に1回は植生の調査とか、そういうものもやってます。これは、合併前のそういうデータがなくて、合併した後ずっととっておりまして、状況が悪くならないようにという考えで、そういう調査をさせていただいています。

○委員（瀬尾和敬） これは、今回だけじゃなくて、ずっと継続してやるということなんですか。580万もかかるんですか。

○環境課長（寺園良介） 環境調査業務は、予算の設計をすると非常に高くなります。

ただ、実際入札をするとちょっと落ちてくるというような状況で。ただ、こちらのほうの見積もりといたしましては、やっぱりそれぞれの業者から予算用の見積もりをいただきまして組まないかんということで、通常、大体このような金額になってます。3年に1回の植生調査が入ればまだ上がってきます。そういう状況です。

○委員（瀬尾和敬） 蘭牟田池に関しては、こういう環境調査もあれば、それから外来生物ですか、持ち込んだやつの問題とか、それから周りの桜の

問題とか、いろんなのが絡んでるんですよ。例えばあそこの桜のテングス病の問題とか、これはどこがやるのか、環境なのかどこなのかってわからないようなこととか、結構からんでるんですよ。ここの五百八十数万円でやられるというのは、あの藺牟田池の内部というか、そういうことなんです。柳の伐採とか何とかちゅうのはまた別な。結構お金をかけられるんですね、ここに。

○環境課長（寺園良介） 環境の部分と、観光の部分と、一応仕分けはしてると思います。ですから、桜は恐らく観光の面で、植栽は後からされた分じゃないかなと。ゴブハクチョウも後から導入された分で、観光課のほうで、今回、回収の予算を組まれてたんじゃないかと思いますが。環境から見ると、もともと地元になかったそういう植物とか動物は、入ってくることで自体が規制をせないかんっていうものですので、何も入ってない状況を確認をしていて、その後どういうものが入ってきたっていうのがチェックできるような形で、今現在、調査をずっとやってるということですよ。

ですから、外来魚については、国の助成制度もありますけれども、ビオトープでも1匹幾らとかそういう形で回収をしていただいておりますし、ビオトープじゃなかった、アクアタイムですね。それから、各種団体で釣り大会とか、そういう形での駆除もしていただいております。

柳につきましても、蛇柳ですか。あれももともと沼、池のほうに生えてなかった分が、どうも風か何かで飛んで来たみたいで、あれが湿地に根づきますと湿地が陸地化してくるものですから、あれはちょっとまずいなということで、環境課のほうで予算をいただいて、伐採はさせていただいてるという状況はあります。

ただ、観光資源という形で意図的に入れられたものについては、それぞれ入れられた部署でいろいろ予算措置をしていただいて対処されているというふうに考えていただいたほうがいいんじゃないかと思います。

○委員（井上勝博） 狂犬病予防注射の手数料が400円上がるということなんですけど。これは、ちょっと私、犬を飼ったことがないので仕組みがよくわかってないんですけど。この予防注射を済んだら、交付手数料っていうのをいただい

てるわけですよね。その予防注射そのもののお金とはまた別に手数料をいただいていると。この場合、予防注射そのものは400円増ということで、結構大きな値上げということで、やっぱりこういったものには補助金は入っているもんなんですか。

○環境課長（寺園良介） 補助金という意味がちょっとよくわからないんですけど。先ほど申し上げましたとおり、注射料、注射の技術料っていうのは、獣医師会のほうが徴収されるものです。獣医師会のほうで、今回の消費税アップに伴って、まことに恐縮ですけども、鹿児島県の注射技術料っていうのが、全国的に比べると若干安かったもので、便乗値上げという言い方は悪いんですけども、若干上げさせていただきますということで通知をいただいたもんですから、議員の皆様は何も知らないわけにもいかないだろうということで、本日はそういう、委員の皆さんが行かれたときにびっくりされるよりは、そういうことがありますよっていうことで、事前にお知らせいただけるのであれば、情報をお渡ししとったほうがいいかなということで、御報告差し上げております。

○委員（井上勝博） よくわかることなんです、情報提供だということについては。ただ、やっぱり狂犬病の予防が、負担がふえていくということによって、なかなか犬を飼ってもきちっとそういうことができないという方が出てくる危険性っていうか、そういうものもあるんじゃないだろうかなと、餌代だけでも相当なものになりますから。

だから、そういう意味では、予防注射料金がこんなに上がると、幾らかそれに対して公的な支援っていうか、そういうのがされているならば、公的支援を強めてその価格を抑えるっていうことが、できなかったもんなかというふうに思ったもんですから、そういうことはやってないわけですね。一切公的な支援は出ない。

○環境課長（寺園良介） はい、注射料に対する公的支援っていうのはやってないです。

○委員長（江口是彦） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦） 質疑は尽きたと認めます。
次に、委員外議員から質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦） 質疑はないと認めます。

ここで、議案第37号に係る審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（江口是彦）次に、所管事務調査に入ります。当局に説明を求めます。

○環境課長（寺園良介）市民福祉委員会資料の本編でございます。本編の6ページをお開きください。

微小粒子状物質いわゆるPM2.5についてでございます。

PM2.5とは、定義が書いてあります。大気中に浮遊する粒径2.5マイクロメートル以下の小さな粒子状物質の総称で、特定の化学物質を指すものではないです。

1マイクロメートルは、1ミリメートルの1,000分の1で、2.5マイクロメートルは髪の毛の太さの30分の1程度ということでございます。

環境基準が、その中に四角囲みで書いております。1年の平均値が15マイクログラムパー立米以下であり、かつ1日の平均値が35マイクログラムパー立米以下であることということでございます。これは、平成21年の9月に環境省が設定いたしまして、1時間値に関する基準はございません。

今、注意喚起をするという形で、新聞等でいろいろ御存じじゃないかなと思います。

注意情報の発表です。1日の平均値が70マイクログラムパー立米。これは国・環境省が有識者会議をつくりまして、その中でつくりました暫定の指針、環境基準の2倍という形になっております。

これを超えると予想される場合は、大気汚染防止法の所管である鹿児島県、都道府県が県内全域を対象に注意情報を発表するという形になります。

区分が、今、下の表に三つあります。平成25年の3月8日に策定されまして、翌日から運用開始しました。

これが、県内のいずれかの測定局で、朝の午前5時から7時までの1時間の平均値が85マイクログラムパー立米を超過した場合は、午前8時に注意情報を出しますよということ。これは国から通知がありまして、国が大体こういうやり方やりなさいということで、それに従って鹿児島県が定

めたもので運用しておりました。

その下に、9月6日改正、同日運用開始の分は、県内いずれかの測定局で、午前5時から日没までにおける連続する3時間の1時間値の平均値が85マイクログラムパー立米を超過した場合ということで、発表時刻は適宜超えた時点で、一番早い時点で発表するというので、9月6日に改正されました。

恐らくこれは、後の話にも関連してくるんですけども、午前5時から7時までの1時間の平均値が85を超えなかったら、その日はもう出ないという形はおかしいんじゃないかっていうのは、新聞では皆さんもお読みになったんじゃないかと思うんですけども。要するに昼からどんどん上がっちゃって、1時間平均値が85を超えた日が実際あったんです。それはおかしいんじゃないかっていうことで、鹿児島県のほうにもいろいろお話を行ったみたいで、それに伴って、9月の6日の日に改正をされて、日没までの3時間平均値という形で改正されたんですけども。日没になっちゃいますと、やはりこういうPM2.5等は、なかなか上がる数値ちゅうのがありませんので、これについてもちょっとどうかなというお話もありまして。その後、平成26年の1月9日改正が、国がやはりそういう状況を踏まえまして、改正をされて、今回、一番下の太囲みの中に書いてある分でございますけども。県内のいずれかの測定局で、午前5時から7時までの1時間の平均値が85を超えたとき、これは午前8時に注意情報。今度は午前5時から12時までの1時間値の平均値が85マイクログラムを超えたときは午後1時。いわゆる注意情報を出すパターンを、二つのパターンを今つくってカバーをしてるという状況でございます。

ただ、実際、高濃度情報は何回か出てますけども、注意情報についてはまだ一回も出てないと。鹿児島県では出てないという状況でございます。

7ページのほうですけども、注意情報の内容でございます。強制力を伴うものではないということで、まず、不要不急の外出をできるだけ減らしていただきたい。それから、屋外での長時間の激しい運動をできるだけ減らしていただきたい。それから、換気や窓の開閉を必要最小限にすることにより、外気の屋内への侵入をできるだけ少な

くしていただきたい。それから、呼吸器系や循環器系疾患のある方、それから小児、それから高齢者等は体調に応じてより慎重に行動することが望まれるということで、注意情報がございます。

周知の方法ですけれども、鹿児島県から薩摩川内市にも参りますけれども、県のホームページ、それから登録されてる方は、それぞれ個人にメール配信もされます。それから、報道機関。それから鹿児島県の関係課から、関係課の持つ所管施設。同じく県の教育庁から県教育事務所。県の所管施設から、関連のある分は、薩摩川内市の施設等にも直接行く場合もあると思います、学校関係は特に。

市の場合も、環境課から関係課と教育委員会。関係課から所管施設と同時に、市のホームページと防災行政無線を使って広報をするという形で市民への広報をするという形になっておるところでございます。

注意情報の有効期限ですけれども、発表時刻が8時もしくは1時、いずれであっても翌日の午前0時までは有効ということで、その前に、県内全ての測定局で、1時間値が50マイクログラム以下となった場合は、県のほうから改善情報が発表されるという形になっております。

PM2.5については、以上で説明を終わりたいと思います。

続いて、いいですか。

○委員長（江口是彦） そのまま続いてお願いします。

○環境課長（寺園良介） 8ページをお開きください。

本市が、平成25年度からもう既に取り組んでおります花いっぱいまちづくり推進事業でございます。

推進プランをこの2月に策定をいたしました。キャッチフレーズは、9ページの写真の中に入ってるんですけれども、「咲かせよう！花いっぱいのまち薩摩川内」。これを短縮したキャッチコピーとして「花いっぱい薩摩川内」という形で使用をしていきたいというふうに思っております。

活動方針ですけれども、9ページのほうです。花をもって市を盛り上げながら、またおもてなしをしたいというのが簡略したところの言い方でございます。

プランの計画期間は、平成26年度から平成35年の10年間。平成27年度には国民文化祭がございます。それから、平成32年には国民体育大会、オリンピックもあると思います。

それから、活動目標ですけれども、まず、第1条として、「花いっぱい」によりコミュニケーションを活性化しよう。第2条により、「花いっぱい」により心身ともに豊かになろう。第3条に、「花いっぱい」より不法投棄やマナー違反をなくそう。第4条に、「花いっぱい」によりボランティアに参加しよう。第5条に、「花いっぱい」によりおもてなしの心を育てよう。

具体的な取り組みとして、植える場所、例えば花苗を1人1鉢運動とか、それから、自分が好きでされてる方で、オープンしていただけるんだしたら、そこをオープンガーデンにしていきたいと思います。花いっぱいまちづくりを推進する10の作戦とかも一応決めております。それから、植える花の種類、必要な用具の調達、それから、管理する方法、できるだけボランティア等をお願いしたい。その他具体的な取り組み。

それから、一番下の推進体制ですけれども、今現在、このプランをつくっていただきました花いっぱいまちづくり推進協議会。これは25の団体でつくっておりますので、そこら辺を中心に推進を、もちろん今は市が事務局をやっておりますけれども、将来的にはこの推進協議会で事務局していただければというふうな状況に持っていけたらなというふうに思っているところであります。

広報薩摩川内の4月号で募集をする予定ですが、こういうものについて結構詳しい方が市内にいらっしゃるというお話もありますので、アドバイザーっていうのを10名ほどお願いできないかなというふうに思って、4月広報紙に出していきたい。

ちなみに、今見ていらっしゃるの、これは3月10日号に出ている分でございます。

ことし、地域のシンボルカラーっていうのをもう既につくってるんです。5カ所はできております。予算の中でも、ちょっとまた後ほど触れることになるかもしれませんが、ことしは10カ所またつくろうということで、既に5カ所、手挙

げが来てますので、自分のところとも言われるところは、ぜひまた、まだ余裕がありますので、手を挙げていただきたいというふうに思います。

それから、市のシンボルカラーもつくりたいということで、アリーナと上池、下池の間に道路が通ってます。東郷のほうに抜けるんですけども。アリーナのちょうど池との間の斜面が広い芝生になってます。非常に近いですし、目につくところで、あそこに大きなシンボルのなものを植えていったらどうかというので、一応市長とのお話の中でも、あそこで今のところいいかなということで了解いただいています、平成26年度、そこをメインに市のシンボルカラーにしようという形で、市民運動会もごさいますし、各種スポーツ合宿等に来られる方もいらっしゃいますので、目につくという意味ではいいのかなというふうに思っているところでございます。

それから、マスコットキャラクターをつくって、これからPRをしていきたいということで、冬休みの小学校の宿題というんじゃないですけど、小学生にお願いいたしまして、応募をしていただきました。選定されたものができておりますので資料を。

○委員長（江口是彦） ちょっと配っていただければ、事務局から。

〔資料配付〕

○委員長（江口是彦） 補足がありましたら、どうぞ。

○環境課長（寺園良介） ここに書いてあるとおりなんですけども。応募が大項目の3のところ。1,019名応募していただきました。こちらのほうで、徐々に選定を狭めていきまして、最終的には推進協議会のほうで、最優秀賞ということで1点を選定いただきましたものがこれです。

最優秀賞は、永利小学校の1年生の松木田莉瑚さんで、カノコユリの妖精「カノッコ」という名前という形で、これにつきましては、原画をもとに川内商工のインテリア課美術部の方にこういう形でイラスト化していただいたものが、今、お手元にある分でございます。

今後、花いっぱいまちづくり事業のマスコットキャラクターということで、これを使いながらいろいろとPRをしたいというふうに思っているところですので、皆さんも御協力いただけたらいい

いなというふうに思っています。早速、ネームなどのほうに使わせていただいているんですけど、薩摩川内市は薩摩川内スピリッツというシンボルマークもございますので、今、スピリッツが消えてカノッコちゃんだけになってますので、二つつけたほうがいいのかと思いつつ、両方とも、あるものはたくさんつけてにぎやかにやったらどうかというふうに思っているところでございます。

○委員長（江口是彦） わかりました。

では、川内クリーンセンターのほうの説明もありましたら、お願いします。

○川内クリーンセンター所長（染川秀夫） 同じく資料の10ページでございます。

川内クリーンセンターの基幹的設備改良事業ということで、川内クリーンセンターがことし20年目を迎えるということになります、長期稼働によりまして、非常に施設が老朽化しているということで、長寿命化計画を環境課のほうでつくっていただいているわけですが、これに基づきまして、国の交付金、それから合併特例債などを活用しながら、計画的に施設の大規模改修を行って延命化を図るという方針を出せていただいているところでございます。

（2）番に国の方針があるわけですが、コンクリートの耐用年数が50年とされているわけですが、それにもかかわらずに、施設のほうの耐用年数が通常15年程度と言われているものですから、設備の劣化を理由として、20年程度で利用可能な建築物を含めて廃止している例があるということから、国のほうも10年から15年ほどで基幹的設備改良を行っていけば、30年以上の稼働は可能であるというふうになっているところでもあります。

本市の延命化に対する考え方ですが、これについては、稼働後20年ということから、毎年適正な運転管理、それから定期点検整備を行ってきているつもりであります、これであと10年程度は運転可能であるというふうに業者のほうからも聞いているわけですが、その後、施設全体の更新が必要となってまいります。

長寿命化計画に基づきまして、基幹的改良事業を行って、その改良後20年以上ということは、稼働通算45年の延命化を図ってきたいということでございます。

今後、施設更新まで25年ということになりますので、今後とも生ごみの堆肥化、それからごみの減量化・資源化を進めていくことによりまして、現在よりもコンパクトな焼却施設、それから最終処分場の新設、こちらのほうをしていきたい。そのことで、維持管理経費も削減されるんじゃないかということでございます。

概要でございますが、焼却施設については、水冷式のストーカ。ストーカというのは、焼却炉内でごみを運んでいく設備なんですけど、これが現在は鋳物でつくられているものなんですけれども、それを水冷式のものに替えて焼却炉の耐久性を高める。それから、各モーター類については、高効率型の導入によりまして電力の削減をしていくと。そういうことで、CO₂を3%削減するということで、循環型社会形成推進交付金の3分の1の対象になるということでございます。

ほか、焼却だけでなく資源ごみのほうもありますので、こちらのほう、資源ごみ、粗大ごみ、それから浸出水の処理施設、こちらのほうも同じように老朽化しておりますので、これも更新をしていくということですが、こちらのほうは国の交付金の対象ではないということになります。

事業スケジュールとしては、平成26年度にPFIの可能性調査。それから平成26年から平成28年に、先ほどお願いをしてあります基幹的設備改良事業アドバイザー支援業務等をしていくということになります。

工事自体は、平成28年度から平成31年度までの3年間を予定をしておりますして、平成31年度からは、今回、平成26年度からレベル2と呼ばれる委託を開始をさせていただくということにしておりますが、今後、レベル3という全ての業務を包括で委託をするという予定でございます。

11ページをお願いいたします。川内クリーンセンター最終処分場事業ということですが、皆さん、視察をしていただいて、最終処分場の状況は十分御理解いただいているところでございます。今後も、焼却灰・不燃残渣の処分を外部委託をすることを継続しながら、平成26年度から焼却灰の処理方法の検討・調査を実施をするものでございます。

焼却灰の年間発生量は、3,500トンでございます。内訳はその後のとおりですが、これは、県

外の管理型最終処分場への埋立処分またはセメント資源化处理でございます。

これからする事業というのは、新たに最終処分場を整備した場合と、最終処分場の再生事業を実施した場合の費用対効果の比較、それから課題等の調査でございます。

再生事業の簡単な再区分のところに絵で描いてございますが、現在の埋立物を掘削をして、ふるいにかけて。ふるいにかけて後、セメント資源化できるものはセメント資源化をする。できないものは、とりあえず別の最終処分場のほうに埋立てをするということになります。

調査を、簡単な調査ですが、したところ、埋立物の大体80%から90%ぐらいはセメントの資源にできるということを聞いておるところでございます。

簡単ですが、以上で説明を終わります。

○委員長（江口是彦） ただいま説明がありましたが、これを含めて所管事務全般について質疑に入りたいと思います。御質疑願います。

○委員（井上勝博） この延命化事業でなんですけど、80%から90%はセメント資源化できて、他のできない部分については、他の管理型の最終処分場に持っていくということですが、管理型ではあるわけですよね、今の薩摩川内市の。他の管理型に持っていくっていうのは、持っていなくてもいいんじゃないかなっていう気がするんですが、それはどうなんですか。

○環境課長（寺園良介） 残余量ももう1年分しかございませんので。

○委員（井上勝博） 今ある最終処分場の延命化を図るために掘り起こすわけですよね。掘り起こして、セメントの資源になるものを持っていくわけですよね。残ったセメントにできないものについては、他の管理型に持っていく必要はなくて、そこに置けばいいんじゃないかっていうふうに思うんですが。

○環境課長（寺園良介） 要するに、今ある処分場をもう一回使うっていうのが再生事業です。ですから、全てなくする状態にせないかんということです。

ですから、100のうち90はセメント資源化できるんですけど、10はセメント資源化できないので、10だけ残すんじゃなくて、10の資源

化できないものは、資源化できないなりの処理をせないかんという形で処理をするということです。

○委員（井上勝博） 1回全部さらにしないと国の助成は得られないと、そういうことなんですか。管理型の最終処分場に持っていくのでも、例えばもっとさらに、密閉型じゃなくて、何だっけ、下をコンクリートで固めたようなやつとかありますよね。そういったところに持っていかなくちゃいけないということなのか。国の助成との関係で、全部、とりあえず1回からにせんないかんということなのか。つまり、セメント資源化できないもののごみっていうのを、100のうち10ができたなら、10を他の管理型に持っていきって言われるもんだから、普通考えれば、他に持っていかなくともいいんじゃないかと思うんです。ほかに持っていかなくともいいんじゃないかと。

○市民福祉部長（春田修一） この分につきましては、5年間の延命が図られないと交付金の対象にならないというようなふうになっております。

私どもも、今、井上委員がおっしゃいますように、場内にある部分を掘って、セメント資源化、残った部分を場内のどこかに置けばいいんじゃないかというような考え方もしたんですが、置くことによってまたその部分をふるいにかけないかんというような、二重投資みたいな形になってまいりますので、そこを考えたときに、掘り返した分について、セメント資源化する分についてはセメント資源化をし、できないような残った部分については、他の管理型処分場のほうに持っていったほうがどうかというようなことで考えてるところでございます。

○委員（井上勝博） こういうふう掘り返して、資源化できるものは資源化するという技術が出てきたということによって、これを、うまくいけば、可能性としては今問題になってる、あちこちにまだ放置されている処分場についても解決のめどが立ってくるということになってくるんですか。いわば樋脇にも、湯之牟礼だとか何だとかって、いわば昔のまんまの処分場に放置されている状態がありますよね。前回か前回ぐらいに、委員会の中で危険な状態があるという報告もされているわけですけども。そういうものもこういう技術をもって、安全にすることが可能になってくるんですか。

○市民福祉部長（春田修一） 今回の分につきましては、再生事業の交付金が入ってくるのは、延命化を図って、再度その施設を使うというのが前提条件でございます。

そのようなことで、今回は新たにつくるよりは、平成19年度の計画の中では、今の処分場の下のほうに新たに整備場をつくろうというような形で計画をしておりましたが、その経費と比べたときに、再生事業のほうがかなり安くつくというようなこと等から、再度、その処分場を使うために再生事業を取り入れるということでございます。

他の処分場で、旧町時代、合併前の部分の処分場がございますが、その分については、現在、安定化を図るために閉鎖するための調査等も入っておりますので、その状況を見ながら閉鎖の部分で走っていききたいと、再生事業ということではなくて、その処分場の閉鎖基準になるような形で対応をしていきたいということで考えているところです。

○委員長（江口是彦） ほかに御質疑ありませんか。

○委員（中島由美子） 花いっぱいまちづくりの件で、薩摩川内市内に本当に花がたくさんあったらいいなと思うんですが、植える花の種類については、地域の特性に合った花植えを推奨しますということで、それぞれの地域に任されるんだと思うんですが、せっかくこうやってマスコットキャラクターがカノッコちゃんですよ。ということは、薩摩川内市の花もカノコユリなので、カノコユリをまたこっちに持ってくるっていうのはなかなか難しいと、たしか聞いたこともあるんですが、そうであっても、何かカノコユリにちなんで、ユリをそれなりに、まんべんなくっていうのかな、市の花っていうことで植えていくような考えはないのかなと。

鹿児島市内が、とっても花がきれいなんですけど、たしか、ちよつとろう覚えなんですけど、やっぱり秋植えの花、春植えの花で、何かポピーの花が結構、春かな。鹿児島市内全域に植えてあるなっていうイメージがあるんです。何か一つの花がとにかく中心に植えてある感じがあるんですけど、そんな考えはないのかなと思うんですが、いかがですか。

○環境課長（寺園良介） 花の種類につきまして

は、そこまで具体的にまだ決めてないというところで。今おっしゃるとおり、カノコユリ、本当、今回119名応募していただいたんです。カノコユリに関する作品が非常に多かったです。やはり市の花っていうのがカノコユリであるというイメージが、中学生レベルでかなり浸透してるんだっていう印象は受けました。

ただ、おっしゃるとおり、カノコユリはなんか根づかせるのはかなり難しいというお話もございますので、それにかわるような、市内統一できるような花があればよろしいんですけど、我々はちょっと花は素人で、今からそういうお話を、今回、4月に募集するアドバイザーさんとか、そういう方のお力もおかりしながら、そういうことができればいいなというふうには考えているところではございます。今のところは、すみません。まだ白紙でございます。

○委員（中島由美子） ちなみに、大変古い話ですけど、鹿児島県で国体がありましたとき、昭和46年かな、7年ですか。あのとき小学生だったんですが、カンナを小学校、中学校、全市的に植えた覚えがあるんです。赤いカンナ、黄色いカンナっていうので、その名残がところどころまだ残ってるかなと思ひまして、やっぱりある程度統一感っていうのかな、薩摩川内市に來ると、このユリの花がきれいだねっていうようなイメージを持ってもらえるっていうのも大事なかなと思ひますので、検討してください。

以上です。

○委員長（江口是彦） ほかにございませんか。

○委員（井上勝博） クリーンセンターの基幹的設備改良事業については、DBO方式の可能性の調査もするんだというお話なんですけど、今の環境センターについてもDBO方式で、管理まで含めてやるんだと。あと、クリーンセンターについても、いわば今の施設はそのままにしながら、延命化をしながら、管理も任せるということを検討すると、こういうことなんですか。

○環境課長（寺園良介） おっしゃるとおりでございます。最終的にアウトソーシングという形で、全てを民間に委託をしていきたいというふうを書いて、スケジュールの一番下の、全ての業務について長期包括委託を、平成31年、年度途中からになるかもしれませんが、計画としてはこう

いう形で進めていきたいということでございます。

○委員長（江口是彦） ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（江口是彦） 質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありますか。

○議員（森満 晃） すみません。PM2.5について、実際人に対しての害というか、症状はどういったものがあるのか、教えてください。

○環境課長（寺園良介） 環境基準が非常に幅があるっていうのを、見てわかられると思うんです。15マイクログラムパー立米、1年平均です。1日平均が35マイクログラムパー立米。ところが、国の暫定指針が70マイクログラムということで、いわば1日の平均値の2倍という暫定基準を持ててくるんです。有識者会議の中でも、実際、どのような人の健康に影響を与えるのかっていう、医学的知見っていうんですか、それがまだなかなかそろってないという状況がある。各国の状況を比較検討しながら、70であれば大丈夫かなという形で決めてありまして、普通言われているのは、粒径、粒の径が小さい、肺の奥まで入りやすいと。ですから、肺がん、それから呼吸器系、それから循環器系、こういうものまで影響が心配されているということは言われてますけども、具体的にPM2.5でどうのこうのというのは、まだ実例として確認はされてない。

PM2.5は、ここにたばこをお吸いの方はいらっしゃるかもしれないかもしれませんが、たばこの煙の中にもPM2.5程度のものはたくさん入っているということです。喫煙室の濃度ちゅうのは非常に高い濃度であるということも言われておりますので、環境課ですから、規制する方向で。

○委員長（江口是彦） よろしいでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（江口是彦） 質疑は尽きたと認めます。

以上で、環境課及び川内クリーンセンターの審査を終わります。

ここで休憩して、退職者の挨拶をお願いいたします。

~~~~~

午前11時36分休憩

~~~~~

午前11時40分開議

~~~~~

○委員長（江口是彦）引き続き会議を開きます。

△市民課の審査

○委員長（江口是彦）次に、市民課の審査を行います。

△議案第37号 平成26年度薩摩川内市  
一般会計予算

○委員長（江口是彦）先ほど審査を一時中止しておりました議案第37号平成26年度薩摩川内市一般会計予算を議題とします。

まず、市民福祉部長に概要説明を求めます。

○市民福祉部長（春田修一）それでは、続きまして、市民課の概要について御説明させていただきますと思います。

市民課につきましては、現在、3月下旬から4月上旬にかけて、転入・転出等の繁忙期に係ります業務の準備に取りかかっているところでございます。

また、昨年3月の9日でしたが、住民票等のコンビニ交付もスタートさせまして、1年を経過したところでございますが、私どもとしましては、順調に進んできているのではないかなというふうに考えております。

また、委員会資料の中でも、今回、1年間の動きという形で数字等も報告させていただきたいと思っております。

それでは、市民課の当初予算の関係でございますが、新規及び拡充したもの等については特にございませんが、今年度は戸籍情報、証明発行、コンビニ交付システムの更新を予定しているところでございます。これが主な業務となろうかと思っております。

以上、市民課の当初予算概要の説明を終わりますが、予算の詳細につきましては、この後、市民課長のほうが説明をさせていただきたいと思っております。

○委員長（江口是彦）引き続き、当局に補足説明を求めます。

○市民課長（榎 順一）市民課でございます。それでは、議案第37号平成26年度薩摩川内市一般会計予算市民課分について御説明申し上げます。

まず、歳出から御説明いたしますので、予算調

書の107ページをお開きください。

上段に記載しています事項市政政策調整費からでございます。人件費及び市民福祉部の全体に係る経費1億111万5,000円で、主なものは、行政事務嘱託員4種、電話交換・総合案内業務の嘱託員でございます5人。それから、この事項で所管する職員6人に係る経費でございます。また、臨時職員雇上料につきましては、部内の臨時職員に係る経費でございます。

次に、下段の市民相談事務費でございます。市民相談及び消費生活相談、人権相談に係る経費878万3,000円で、主なものは、消費生活相談員3人に係る経費、人権対策事業審議会委員13人に係る経費で、これは、人権問題に関する事項を調査・審議する事務を担当するものでございます。

無料法律相談業務委託につきましては、県弁護士会に委託する無料法律相談でございます。

川内人権擁護委員協議会負担金は、鹿児島県地方務局川内支局管内の4市2町の人権擁護委員で組織する協議会へ人権擁護活動等に要する経費を負担するものでございます。

また、鹿児島県各市の消費生活相談員連絡協議会負担金等でございますが、県内の消費生活相談員が組織をする連絡協議会の負担金や、消費生活相談の研修会等に係る受講負担金となっております。

次に、108ページをお開きください。

上段、事項交通災害共済事業費は、交通災害共済事業に係る経費1,489万2,000円で、この事業は、鹿児島県市町村総合事務組合に加入し、事務組合において運営されているもので、主なものは、鹿児島県市町村交通災害共済給付事業負担金で、納付された交通災害共済掛金を負担金として事務組合に支払っているものでございます。

同じく、下段の戸籍住民基本台帳費は、戸籍住民基本台帳事務等に係る経費2億2,548万3,000円で、主なものは、行政事務嘱託員1種15人、これは、中央公民館にあります市民サービスコーナー業務2人、それから、本庁・支所の住民票等交付業務12名、それと下甕にあります定時巡回移動連絡車の乗務業務ということで、1名でございます。

一般職26名は、戸籍住民基本台帳事務に従事

する職員に係る経費でございます。

戸籍情報システム機器保守委託等でございますが、主なものは、戸籍情報システムの運用に係る経費となっております。

鹿児島地方法務局川内支局管内戸籍住民基本台帳事務協議会負担金は、川内支局管内の4市2町で構成する協議会への運営負担金でございます。

九州連合戸籍住民基本台帳事務協議会総会負担金は、この総会に参加するための負担金となっております。

次に、109ページをお開きください。

事項住民基本台帳ネットワークシステム事業費です。これは、証明書等のコンビニ交付業務、それから、住民基本台帳ネットワークシステム等に係る経費3,060万9,000円で、主なものは、住基ネットワーク及びコンビニ交付関連機器の運用に係る経費や、コンビニ交付委託手数料で、コンビニ交付運営負担金は、コンビニ交付における証明書交付センターの運営に係る加入市町村の負担金となっております。

次に、歳入について申し上げますので、予算調書の20ページをお開きください。主なものについて御説明申し上げます。

14款2項1目総務手数料4,598万円は、本庁及び支所等の窓口、コンビニで交付する戸籍謄本や住民票等の交付手数料でございます。

15款3項1目国庫委託金、戸籍住民基本台帳費委託金18万9,000円は、中長期在留外国人に対する住居地届出等の事務委託金でございます。

16款2項1目県補助金、総務管理費補助金87万5,000円は、県の消費者行政活性化事業補助金となっております。

16款3項1目県委託金、総務費委託金17万7,000円は、地域人権啓発活動活性化事業委託金でございます。戸籍住民基本台帳費委託金は、人口動態事務委託金と公的個人認証事務委託金となっております。

17款1項2目財産運用収入、利子及び配当金5万5,000円は、医療福祉対策基金の利子となっております。

21款5項4目雑入1,635万6,000円の主なものは、県市町村交通災害共済会費収入となっております。

以上で、市民課に係る説明を終わります。よろし

く御審査賜りますようお願いいたします。

○委員長（江口是彦）ただいま、当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦）質疑はないと認めます。

ここで議案第37号に係る審査を一時中止します。

#### △所管事務調査

○委員長（江口是彦）次に、所管事務調査に入ります。当局に説明を求めます。

○市民課長（榎 順一）それでは、市民福祉委員会資料本編の4ページをお開きください。

先ほど部長からも話がありましたように、住民票等のコンビニ交付につきましては、運用開始後1年経過となりましたので、その利用状況等について御説明を申し上げます。

まず、1の各事業者のサービス開始時期は、ここに記載したとおりでございますが、平成25年3月のセブンイレブンを皮切りに、12月のファミリーマートで、大手4コンビニ事業者が参入いたしました。また、市内店舗数は、現在、40店舗となっており、さらに出店が予定されているようでございます。

なお、サークルKサンクスは、昨年10月ごろからローソンへ移行しておりまして、本市では現在三つのコンビニ事業者により運用をされているところでございます。

2番目の利用状況でございますが、2月末日現在、全体で5,181枚の発行となっており、住民票と印鑑登録証明書の交付が9割近くを占めております。1月、2月の発行枚数がふえていることから、12月末の自動交付機等の撤去後、コンビニ交付へ移行が進んでいることが、この表でうかがえるところでございます。

自動交付機等撤去後の住基カードの窓口利用者につきましては、丁寧な説明対応や総合支援型窓口システム、あるいは基幹システムActivityを使って申請書を作成いたしまして、お客様の負担の軽減に努めているところでございます。

次に、資料は5ページになります。ここでは、平日、市役所の業務時間及び休日等市役所の業務時間以外、朝の6時半から8時半、それから17時15分から23時まで、土曜、日曜、祝祭日が休日等でございますけれども。この交付の割合を調べて見ましたら、平日が53%、休日等が47%となっており、時間や曜日に関係なく、いつでもどこでも利用されている状況となっております。

それから、交付手数料の収入状況でございます。一番下の表になりますが、証明書手数料の4分の1が市の収入へ、4分の3がコンビニ事業者の収入となっております。

このように、運用開始1年を経過いたしました、この間もコンビニ交付の概要、利用のお願い、住基カード普及推進等の広報等を行っておりますが、まだまだ隅々まで浸透していないというのが現状と考えております。

現在、取得できる場所、コンビニもふえて、利用枚数も徐々に増加をしておりますが、利便性や利用方法等周知に力を入れ、住基カードの取得を呼びかけながら、さらなる利用向上に努めてまいりたいと考えております。

以上で説明を終わります。

**○委員長（江口是彦）** ただいま説明がありましたが、これを含めて所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

**○委員（新原春二）** コンビニ交付がかなりふえてきておりますが、現在の住基カードの発行枚数はどんな状況で進捗しているのかをまず1点。

もう一点は、鹿児島市がコンビニ交付を最近行っていますが、薩摩川内市の方が鹿児島市でやっておられる部分がどういうふうになっているのか。薩摩川内市だけなのか、あるいは鹿児島市でも発行ができるのかどうか、そこら辺はどうですか。

**○市民課長（榊 順一）** まず1点目の住基カードの交付状況でございますけれども、平成24年度末で2万2,040枚というふうになっておりました。現在、2月末現在で、2万3,744枚ということでございます。年度末で考えますと、平成25年度が大体1,900枚ぐらいの交付になるんじゃないかということで、あと200枚程度はふえるんじゃないかなというふうに考えております。

また、これは交付を通してきた枚数でございま

すけど、実際に今有効してる枚数、死亡者とかいろいろそういった方を除いたのも、2万枚を現在超えておりますので、20%以上の取得ということになっております。

また、2番目のコンビニがどこでもとれるのかというような御質問になろうかと思いますが、現在、もちろん市内での利用がほとんど多いんですけども、最近では、県内それから全国各地で取得をされてる状況でございます。ですから、逆に鹿児島市もことし1月から始まりましたけれども、もちろん川内のほうでもとってらっしゃる方もいらっしゃるというふう聞いておりますので、全国津々浦々、コンビニがあるところではどこでも取れますので、そういう状況でございます。

**○委員長（江口是彦）** よろしいでしょうか。

**○委員（今塩屋裕一）** 非常に住基カードで普及できれば便利だなと。私もとらしてもらったんですけど。一つ気になった点が、機械も新しいし、住基カードを乗せてICチップで反応すると思うんですけど、印刷するまでの時間がかかって、結構時間がかかったんですけど、これは例えば機械の性能とか、やっぱりコインを入れてのコインタイマーの反応とかもあるんですけど、機械の性能がこれから進化していけば、また市も財政的にお金を入れていくんでしょうか。機械の新しい買い換えとか、そういう対応っていうか、新しいのになってたら、また市も予算を出して取りかえに、コンビニに、そうやって提供というか、していくんでしょうか。今後の流れとしてお聞かせください。

**○市民課長（榊 順一）** コンビニ交付につきましては、市が負担する分につきましては、先ほど予算で若干説明をしましたけれども、運営負担金と、それから1枚当たり現在120円ですが、その交付手数料になります。

今おっしゃったように、コンビニに置いてありますコピー機につきましては、コンビニ事業者が全て準備をする関係で、市のほうは一切そういった負担はございません。ですから、今後またバージョンアップされるような機器が設置されるのであれば、事業者のほうで対応されるということになります。

ただ、今おっしゃったように、確かに印刷までに時間が四、五分、通常でしたら短いようなん

すけど、待っていらっしゃる方にはちょっと時間がというようなこともあります。結局、L G W A Nという回線を使ってデータをとっておりますので、L G W A Nの回線の大小によっても若干速度が変わってくるというふうに聞いております。ですから、そういったところが改善されればもっと速くなるんじゃないかなと思います。

以上です。

○委員長（江口是彦）ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦）質疑が尽きたと認めます。

次に、委員外議員から質疑ありませんか。

○議員（持原秀行）コンビニ交付、非常にありがたいことだと思っておりますが、甌島のほうにはコンビニがないという形で、江口さんがおられる下甌には特にないということで、下甌の移動の連絡車が配備されていると思うんですが、これらの年間の実績、どういったような流れになっているのか、稼働日数とか、ちょっと教えてください。

○市民課長（榊 順一）それでは、今御質問のありました下甌の移動連絡車の実績でございますけれども、一応コースがそれぞれ分かれておりまして、内川内、長浜、青瀬、瀬々野浦というようなコースができております。これを交互に回っているわけですが、現在、平成25年度でいいますと、2月までの実績が、交付枚数が343枚ということになっております。内訳を言いますと、内川内が3枚、それから長浜が233枚、青瀬が25枚、瀬々野浦が82枚というような実績で、大体これが毎年度同数ぐらいで推移しているというふうに考えております。

これは、巡回の車にそういった証明発行の機器を載せまして、公共施設、公民館、コミセン等の横につきまして、そこで鍵を生成しまして、電波もらって、そこで発行すると。中に職員がおりますので、その職員が交付をするというようなことになっております。

巡回につきましては、午前・午後、時間を決めまして、それと曜日ごとに、例えば月曜日の午前中は長浜コース、午後は青瀬コースとか、こういった形で巡回をしております。

以上です。

○議員（持原秀行）さっき言われた交付枚数、

年間ですよ、年間。これが将来的にもずっと続けられる計画でされてるのか、ここだけちょっと教えてください。

○市民課長（榊 順一）現在のところは継続して続けていくこととしております。というのが、結局、コンビニとか例えば支所とかに出てこれない方々のためにこういった巡回を始めておりますので、そういったことを考えて、隔々までサービスが行き届くような形で続けてまいりたいというふうに思います。

ただ、今、今後につきましては、例えば本土のほうにおきましても、やはりコンビニのない地域とかありますので、逆にそういった地域のことを考えて、こういった巡回自動車っていうのか効果があれば、考えていかなきゃならないというふうにも考えているところです。

○委員長（江口是彦）よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦）質疑は尽きたと認めます。

以上で、市民課の審査を終わります。御苦労さまでした。

ここで、休憩いたします。再開はおおむね午後1時とします。

~~~~~

午後0時 2分休憩

~~~~~

午後0時58分開議

~~~~~

○委員長（江口是彦）全員おそろいの方ですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

△市民健康課の審査

○委員長（江口是彦）市民健康課の審査を行います。

△議案第31号 薩摩川内市国民健康保険診療施設条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（江口是彦）議案第31号薩摩川内市国民健康保険診療施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○市民健康課長（宍野克己）議案第31号薩摩川内市国民健康保険診療施設条例の一部を改正す

る条例の制定について、概要を御説明申し上げます。

上程する議案は、別冊の議案その１の３１の１ページでございます。

提案理由につきましては、診療報酬の改定に伴う規定の整備を図ろうとするものでございます。

次の３１の２ページをお願いいたします。改正内容についてであります。診療報酬の算定方法につきましては、国により２年ごとに見直しが行われるため、条例中の第６条第２項第１号に規定しております厚生労働省告示の年及び告示番号を改正するものであります。

なお、今月、３月の５日に告示をされまして、告示番号が空欄となっておりますところが、第５７号ということになりましたので、よろしくお願い申し上げます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議方お願い申し上げます。

○委員長（江口是彦） ただいま、当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博） 今回の診療報酬の改定については、消費税増税との関係ということになるわけなんですか。

○市民健康課長（宍野克己） 委員御指摘のとおり、消費税を含めた改定ということでございまして、少し内容を説明申し上げますと、全体の改定率は０．１％ということですが、うち消費税分につきましては、１．３６％ということございまして、全体的には薬価の改定がマイナスの０．５８ということで、全体を通して０．１と。消費税分につきましては、うちで１．３６％はみであるということでございます。

○委員（井上勝博） 消費税については、それが医療機関においては、それを患者からもらえないということで、今までもその分については大変だ、経営が大変になってきているというふうに聞いてたんですが、その関係で解消されるような報酬額の引き上げということになってるんでしょうか。

○市民健康課長（宍野克己） 国におきましては、そういうことで、今回の改定があったと認識しております。

○委員長（江口是彦） ほかに御質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（江口是彦） 質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員による質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（江口是彦） 質疑はないものと認めます。

これより、討論・採決を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（江口是彦） 討論はないと認めます。

これより、採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（江口是彦） 御異議ないと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第３７号 平成２６年度薩摩川内市
一般会計予算

○委員長（江口是彦） 次に、審査を一時中止しておりました議案第３７号平成２６年度薩摩川内市一般会計予算を議題とします。

まず、部長に概要説明を求めます。

○市民福祉部長（春田修一） それでは、市民健康課の当初予算の概要について御説明させていただきます。

私の説明は、午前中も申しましたが、市民福祉委員会資料の本編で御説明させていただきたいと思います。

２ページをお開きいただきたいと思います。真ん中ほどの野菜１日３５０ｇ両手いっぱい運動、これは仮称でございますが——につきましては、新規事業となるとございまして、予算額は大きくございませんが、生活習慣病予防対策としてパンフレット等を作成しながら、既存の健康教室あるいはイベント等とタイアップしながら普及啓発を図っていきたいと考えているものでございます。

次の残薬整理事業支援事業につきましても、新規事業でございますが、薬物治療における重複処方や飲み忘れ等で生じた残薬の整理のため、川内薬剤師会が取り組む残薬整理事業を支援する補助制度でございます。

その下の風しん予防接種等助成事業につきましては、昨年流行し、既定予算内で予防接種助成制度を設けて、実績として655人に助成を行ったところでございます。9月16日以降、患者の報告はないところでございますが、国立感染症研究所において、流行から二、三年は再流行のおそれがあるというような報告もあったところでございます。

このようなこともございまして、平成26年度当初予算におきましては、抗体検査と予防接種についての助成制度を設けることとしたものでございます。

なお、抗体検査につきましては、午前中も申しましたが、国のほうが女性に対する及び結婚を希望する女性に対する抗体検査の助成と、同居する配偶者等につきましても対象としたものでございまして、本市の場合は単独事業でそれ以外の方についても対象としたいという考え方を持っているとでございます。

次に、特別会計でございます。

本編資料の1ページをごらんいただきたいと思いますのですが、国民健康保険直営診療所特別会計におきましては、予算額は9億5,926万円でございます。昨年度に比べまして約1,230万円の増となっております。

これにつきましては、医療機器等あるいは医薬品の購入等による医療費の増額等を予定したところでございます。

以上、市民健康課の当初予算概要の説明を終わりますが、詳細につきましては、この後、市民健康課長のほうで御説明をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（江口是彦） 引き続き、当局に補足説明を求めます。

○市民健康課長（矢野克己） 市民健康課に係る一般会計の予算の歳出について御説明申し上げます。

歳出からお願いいたします。

平成26年度薩摩川内市各会計予算書予算に関する説明書の83ページでございますが、内容につきましては、別冊の平成26年度薩摩川内市各会計予算調書の123ページをお開きいただきたいと思います。

4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費でございます。事項につきましては、保健衛生一般管理費でございますが、一般職員の職員給与費、救急歯科医療対策運営費、献血推進事務、その他保健衛生一般管理に係る経費で、事業費は2億6,222万4,000円をお願いしたものでございます。

経費の主な内容は、予防接種健康被害調査委員会委員11人名の報酬、本庁及び各支所の一般職員35名分の職員給与費、歯科医院休日当番事業補助金72万円でございます。

次に、下の段、事項予防接種事故救済措置費でございますが、予防接種法に基づく救済措置に係る経費で、事業費は590万7,000円をお願いしております。経費の主な内容は、扶助費1人分でございます。

続きまして、次に、124ページをお開きください。事項診療所管理費の事業費は、120万1,000円をお願いしております。川内地域に所在する久見崎、寄田、高江、西方、湯田の5診療所の管理及び運営に係る経費でございます。主な経費は管理医への報償費であります。

次に、下の段、事項巡回診療事業費の総額は、103万2,000円でございます。県が事業主体として実施していただいている甑島地域での眼科、耳鼻咽喉科、皮膚科の巡回診療に係る経費を措置しております。主な経費としては、医師等の謝金や県への事業負担金でございます。

次に、125ページをお開きください。事項保健対策推進事業費の事業費は、212万3,000円をお願いしております。

健康づくりの普及啓発を促進するための協議会及び適切な食生活を実践するための食生活改善推進員による活動等に係る経費であり、経費の主な内容は、食生活改善推進員研修会出会謝金12万6,400円であります。

次に、下の段、事項地域医療対策費の事業費は、4億1,767万8,000円をお願いしております。

経費の主な内容でございますが、在宅当番医制の運営委託など、一次救急及び救急医療施設等運営補助金など二次救急医療体制の維持、充実を図る施策のほか、医師確保対策関係事業として、甑島地域医療従事者等奨学資金貸与金のほか、国民

健康保険直営診療施設勘定特別会計への繰出金をお願いしております。

次に、126ページをお開きください。4款1項2目保健センター管理費でございますが、事項ですこやかふれあいプラザ管理費の事業費は、1,333万円をお願いしております。

内容は、すこやかふれあいプラザ——保健センターでございますが、の維持管理に係る経費でございます。

経費の主な内容は、すこやかふれあいプラザ管理人3人分の報酬、館内清掃業務委託など460万6,000円が主なものでございます。

続きまして、下の段でございますが、事項保健センター管理費の事業費は、1,574万5,000円をお願いしております。樋脇、入来、東郷、祁答院、上甕の保健センター及び下甕健康管理センターの維持管理に係る経費でございます。

経費の主な内容は、樋脇保健センター空調設備点検委託など733万1,000円、祁答院保健センター及び上甕保健センターの共同アンテナ維持負担金7,000円が主なものでございます。

次に、127ページをお開きください。4款1項3目保健指導費でございます。事項保健指導費の事業費は、831万4,000円をお願いしております。保健事業に係る健康管理システム及び保健指導等の向上に係る研修、いきいき健康さつませんだい計画策定の経費でございます。

経費の主な内訳は、健康管理システム保守管理委託等に349万1,000円、健康管理システム賃借料437万5,000円が主なものでございます。

次に、下の段、事項母子保健事業費の事業費は、1億4,990万1,000円をお願いしております。3カ月児から4カ月児の健康診査を初めとする各種母子保健事業に係る経費でございます。

経費の主な内容は、健康診査等医師及び歯科医師の報酬204人分、妊婦・乳幼児健診委託等9,398万円8,000円、不妊・不育治療費助成事業1,200万円、甕地域妊婦健康診査旅費等の助成事業123万7,000円。それから、妊婦健康診査補助金が主なものでございます。

次に、128ページをお開きください。事項健康増進事業費の事業費は、1億3,742万5,000円をお願いしております。がん検診を初

めとする各種検診等に係る経費でございます。

経費の主な内容は、行政事務嘱託員1人分の報酬、がん検診等の委託1億2,417万6,000円が主なものであります。

次に、下の段でございますが、4款1項4目予防費でございます。事項感染症等予防費の事業費は2億4,714万6,000円をお願いしております。麻疹や風疹を初めとする各種感染症の予防のための予防接種等に係る経費でございます。

経費の主な内容は、看護師業務嘱託員2名の報酬、麻疹・風疹混合ワクチン、ポリオ等ワクチンの購入等1億1,921万3,000円、麻疹・風疹混合予防接種等委託1億1,998万7,000円と、昨年流行しました風疹についての、今後も流行の可能性があるということから、補助金180万円が主なものでございます。

以上で、市民健康課に係る一般会計予算の歳出の説明を終わります。

次に、市民健康課に係る一般会計歳入の予算について御説明を申し上げます。

同じく、予算調書の25ページをお開きください。

13款衛生費負担金2項負担金2目衛生費負担金でございますが、予算額125万円であります。権限委譲による未熟児養育医療負担金。これ、受益者の負担でございます。

14款使用料及び手数料1項使用料3目衛生使用料、予算額63万8,000円であります。すこやかふれあいプラザ及び樋脇保健センターの施設使用料並びに電柱・自動販売機等の行政財産使用料でございます。

次に、15款国庫支出金2項国庫補助金3目衛生費補助金でございますが、予算額377万7,000円であります。これは、女性特有のがんである乳がん、子宮がん及び大腸がんの検診に係る疾病予防対策事業費等補助金でございます。

次に、16款県支出金1項県負担金2目衛生費負担金でございます。予算額1,106万2,000円でございます。これは、未熟児養育医療費の県の負担金でございます。

次に、16款県支出金2項県補助金3目衛生費補助金でございます。予算額1,562万5,000円でございます。これは、離島地域不妊治療支援事業費補助金、予防接種健康被害調査委

員会補助金、予防接種事故救済補助金、糖尿病や高血圧等の健康教育、骨粗しょう症・肝炎ウイルス・歯周疾患等の健康被害などに対する健康増進事業費補助金、離島地域出産支援事業補助金、共同利用型病院運営事業補助金、鹿児島県地域振興推進事業補助金でございます。

次に、16款諸収入3項県委託金3目衛生費委託金、予算額21万5,000円でございます。理学療法士等の免許申請・更新等、権限委譲事務の委託金でございます。

次に、21款諸収入5項雑入4目雑入でございますが、予算額は7万円であります。これは、コピー代実費収入、私用電話料、樋脇保健センター等の光熱水費等実費収入、すこやかふれあいプラザの電気・水道料実費収入でございます。

次に、債務負担行為について、説明をいたします。

恐れ入りますが、各会計予算書予算に関する説明書の8ページをお開きいただきたいと思います。

第2表の債務負担行為、一番下の甑島地域医療従事者等奨学資金貸与事業は、医師1名、看護師等1名の計2名分の平成37年度までの債務負担行為を設定させていただいております。

以上で、市民健康課に係る一般会計歳入予算の説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（江口是彦） ただいま、当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博） 125ページの病院群輪番制のことなんです。これは、意見交換会のときに出されたもので、どこに言えばいいんだろうかといういろいろ考えてたんですが、ここでこの輪番制のことが出ていたものですから、お尋ねしたいと思います。

休日や祭日の場合に、病院が休んでるときに、当番病院というところで、そこにけがをしたときには救急車で連れて行くということになってるんだと思うんですが。ある方が骨折したんだけど、その病院では治療できなかったがために、結局休み明けにほかの病院に行って、非常に治療期間が長くなってしまったと。すぐに処置してもらえなかったということがあったんですが、そういう治療できなかった場合、処置できなかった場

合に、ほかの治療できる病院に、例えば市外でも連れて行けばよかったのではないかという声が出てるわけです。その辺については、この当番の病院が治療できなかった場合、処置できなかった場合にどうするかっていう、そういうルールとか、そういうのではないんでしょうか。

○市民健康課長（宋野克己） ルールがあるかという御質問ですが、適正なルールというのはないということなんですけど、搬送されるときに、救急で来ますので、そこでできないということであれば、鹿児島市に搬送、普通はするんだと思うんですけど。委員がおっしゃった、診れないから翌日来たというのは、私もはちょっと、その辺の話はちょっと聞いてないものですから、またちょっと詳しく、そういった事例があるのであれば、調査をさせていただきたいと思います。

○委員（井上勝博） 発言された方は、そのことで物すごく怒りをあらわにされていて、消防職員に対する怒りなんです。連れて行って処置できなかったってことで。だけど、よく考えてみたら、病院で処置できないということであれば、病院のほうで何かしなくちゃいけなかったのかなというふうに思うわけで、詳しいことはまた個別にお話して、調べていただきたいと思います。

○委員長（江口是彦） ほかに。

○委員（中島由美子） 周産期医療等運営補助金で、今回、産婦人科医が一つなくなったわけなんですけど、それに対して、今回、済生会病院ですか——を中心にされるということなので、そのあたりをもう少し詳しく教えてください。やっぱり大変な状況、ちょっと心配な声も聞こえてきて、どんなふうになるのかなってちょっと思ってるものですから、教えてください。

○市民健康課長（宋野克己） 委員の御指摘のとおり、済生会の病院のほうに周産期の補助金ということで、1,000万を例年やっているわけですが、今回、済生会の助産師が四、五名、一緒にやめたということと、それから市内の産科の病院が閉院したということで、そちらからの、言えば患者じゃないんですけど、妊婦が回ってきたということで、現場の医師が1人ということで、かなり疲弊した状況の説明がございました。このままの状態でいくと、自分も潰れるというような話から、もし済生会が潰れるようなことになると

もう大変なことになるということで、市のほうにも適切な、何らかの手立てというか、そういったのをお願いというのもございました。

以上です。

○委員（中島由美子）やはり産科が一つなくなるということは、一応少子化ではあるわけですが、それなりの方々がやっぱり川内で産んでおられるわけですから、とっても不安かなと思うんですけど、医師を確保するとか、閉院されたところの後も何か決まっていかな、そのままなくなるのかなっていう感じの声も聞くんですけど、何かいい話はないんですか。ひとつ何とかもとに戻っていくというようなことにはならないんですか。要望っていうか、なんですけど、ちょっと不安を払拭してもらえたらなと思います。

○市民福祉部長（春田修一）今委員がおっしゃる部分につきましては、私たちも同じ思いなんです、ただ、いかんせん小児・産科というのは非常に採算性が厳しいというような状況等がございまして、先ほど課長が言ったように、済生会、周産期を担っております済生会、救急医療を担っております済生会、非常に厳しい状況があるというふうに聞いております。

市としても、何らかの手がないのかということで、前回については麻酔医の問題等がございまして、麻酔医確保のために周産期医療という形で、補助金を1,000万ずつ出すようにしたところでございます。

ただ、現実的な話をしますと、それでもかなり経費がかかっておりまして、他科からの診療報酬を回しているというような状況があります。

助産師につきましても、12月に閉められました川原産婦人科のほうにもアポはされたみたいなんですけど、出産があるとかいうようなこと等で、なかなか確保ができなかったというような状況は聞いています。

市のほうも県とちょっと、この助産師の話につきましては、県のほうとちょっと話を、保健所とも話をしているところでございまして、可能なのかどうなのかわかりませんが、今、助産師を派遣する制度もあるように聞いております、新年度予算で。

そういうことで、県のほうにもその部分で何とか対応ができないだろうかというような要望等は

かけてるところでございまして、本県の場合は、離島も含めているわけございまして、種子島の産婦人科医の不在とか、いろんな厳しい状況等もあるところでございまして、なかなか本市のほうにそれが来るのかどうかというのも見えないところでございまして、市としましても、できるだけ周産期あるいは小児科を守るという意味からも、何らかの形で努力はしていきたいというふうに考えているところでございます。

年間940人前後の方の出生がございまして、母子手帳を取られる方含めると、年間でやっぱり1,000名近いという状況がありますので、一つなくなっただけで、単純にしましても、250で均等に割った部分が、250が3カ所に70ぐらい行くわけですので、それだけ過重になるというような状況がありますので、できることは限られてると思いますが、県とも連携をとりながら、何らかの対策をとっていききたいというふうには考えております。

○委員（新原春二）1点だけ。予算的にはかなり小さいんですけども、4款1項1目診療所管理費の関係なんです、旧川内地区の西方、湯田、寄田、久見崎、高江、ここに先生方が往診に行かれるんですね。今、もう100円バスがあったりして、結構乗り手も多いちゅうふうに聞いてるんですが、この実績はわかりますか。平成25年度、平成24年度を教えてください。

○市民福祉部長（春田修一）実績について、今ちょっとしますが、ここの部分につきましては、昨年の委員会の中でも若干触れさせていただきましたが、1回当たり10人の診療者数が切った場合につきましては、1人1回というんですか、月1回というような形で、ちょっと診療日を減らしているところでございます。

そういうことで、それは当然、地区コミの方々ともお話をし、合意をとった上でやっております。

今委員がおっしゃいますように、だんだん減っております。新規者数も、1年に1人あるかないかというような状況がございまして。かつバスで月1回、月2回ですので、持って行ける薬とか、そういう部分も決まっております、行ったにしても、また来ていただかないといけないというような状態等もありますので、慢性的な部分で、もう

絶えず変化のない部分については、医薬品等も持って行けるんですが、それ以外の救急の分については難しく、やっぱり市街地のほうに来ないといけないちゅう状況がございまして、昨年、この部分については全部月1回に削減をさせていただいているところでございます。

○市民健康課長（宍野克己） 実績ということでございますが、平成24年度でございます。湯田診療所では136人、西方が220人、寄田が261人、久見崎が102人、高江が98人ということで、合計817人でございまして、これを開設の延べ回数で割りますと、1回当たりには8.5人ということでございます。

ちなみに、平成20年度の実績と比較しますと、平成20年度が、全体で1,354人ということで、1回当たりの利用者が11.2名ということでございまして、ここ5年の間に、平均でも利用者数が減ってきているというのが実態でございます。

○委員（新原春二） なくしなさいちゅうことじゃなくて、やっぱり必要があれば当然していただきたいんですけど、先生方も忙しそうにしてらっしゃって、月1回行っても誰もおらんかったとか、1人、2人やったとかいうちゅうのは、かなり消耗しなんねと思うて、思うもんですから、そこら辺をまた、地元のコミ協等ともいろいろ協議をされて、また医師会とも協議をされて善処していただきたいなと思います。

以上です。

○委員長（江口是彦） ほかに御質疑ありませんか。

○委員（井上勝博） 健康増進事業っていうのはいいんですよね、こっちでやってるというので。それで、予算外でもよかったんですけども、この健康増進事業ということで、保健師さんたちが、やっぱり現場の、市民の健康を守るという点で非常に大事な事業だと思うんですけども、保健師さんの集約ちゅうのがありました、実際に現場に行けるような状況ちゅうのがあるのかどうか。そういったところの状況っていうのはどうなってるんですか。スキルアップのために集約されたということで、現場っていうか、樋脇の保健センターにいらなくなったりとか、あちこちの地域にはいられなくて集中されたわけですね。実際、現場のほうには足を運ばれるということは、当初はそう

いうふうに言われてたんですけども、それがちゃんとできているのかどうかということについてはどうでしょうか。

○市民健康課長（宍野克己） 実際の保健師から、後もって、私が足りないところがあれば、あるかもしれませんけど、資料のほうの、委員会資料のほうの保健師の配属というのが後もってちょっと説明をする予定でございましたけど。

○委員長（江口是彦） 後で、所管事務調査のところで説明していただくということで。

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（江口是彦） 質疑は尽きたと認めます。委員外議員による質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（江口是彦） 質疑はないと認めます。

ここで、議案第37号に係る審査を一時中止します。

△議案49号 平成26年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算

○委員長（江口是彦） 次に、議案第49号平成26年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○市民健康課長（宍野克己） 議案第49号平成26年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算について御説明をいたします。

今回は、従来の予算調書でなく市民福祉委員会資料で説明をさせていただきますので、市民福祉委員会資料の12ページをお開きいただきたいと思います。

表の下の方の歳出のほうから説明を申し上げます。

歳出の一番上、総務費でございますが、診療所の管理運営に関する経費で、職員の人件費や施設の維持補修費、医師の資質向上のための研究研修の費用などでございます。

平成26年度は、6億278万6,000円で、前年度比較で198万4,000円の減額となっております。

人件費は2,749万2,000円の増額でございますが、昨年度、耐用年数の経過した医療事務システムを更新するための費用を備品購入費として3,000万円ほど計上しておりましたが、本年

度は事業が終了したことにより、総務費は総体で減額となっております。

次に、医業費でございます。これは、医療機器の更新費用や検査業務等の委託費用及び医薬品の購入費用、入院患者の給食費用などでございます。

平成26年度は3億3,894万1,000円で、前年度比較では1,489万9,000円の増額となっております。

増額の主な要因は、医療用機械器具等の購入による医業費の増額分が678万1,000円、医薬品の購入による医業費の増額分が633万2,000円でございます。

次に、公債費でございます。これはいわゆる借入金、起債の償還のための費用でございます。

平成26年度が1,453万3,000円で、前年度比較では、61万5,000円の減額となっております。

次の予備費は、緊急的な対応のための費用で、前年度と同額の300万円を措置しております。

歳出の合計は、9億5,926万円となっております。

次に、歳入でございますが、表の上側になります。主なものを御説明いたします。

まず、診療収入でございますが、5億5,669万9,000円を見込んでおります。前年度比較では、3,148万9,000円の増額しております。

次に、5行目の繰入金でございますが、3億9,257万8,000円で、前年度比較では1,877万6,000円の減額となっております。

内訳としては、国保事業から繰入金が3,884万7,000円で、1,886万4,000円の減額、一般会計からの繰入金が3億5,373万1,000円で、8万8,000円の増額となっております。

平成26年度の予算規模は9億5,926万円で、前年度比較では1,230万の増額となっております。

次のページをお開きください。平成26年度の主な事業についての御説明でございます。

甌島の診療所において、医師及び看護師等の医療従事者の確保が大きな課題となっておりますが、資料の①から②のとおり、臨時医師や代診医を確保する経費を、593万6,000円、また③の長

浜診療所及び手打診療所の診療業務を支援する経費として、840万を計上しております。

また、関連の事業として、「参考」にありますように、一般会計において、甌島地域における医療福祉専門職を確保するため、医療従事者の資格取得を目指す学生に奨学資金を貸与する甌島地域医療従事者等奨学資金貸与事業などを措置しております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長（江口是彦）ただいま、当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦）質疑はないものと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦）質疑はないものと認めます。

これより、討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦）討論はないと認めます。

これより、採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦）御異議ないと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△所管事務調査

○委員長（江口是彦）次に、所管事務調査に入ります。

当局に説明を求めます。

○市民健康課長（宍野克己）市民福祉委員会資料の14ページをお開きいただきたいと思います。

先ほども質問があった件でございますが、市民健康課のグループの再編と統括的な保健師の配置ということで、資料をつけてございます。

内容といたしまして、平成20年度に医療制度改革への対応ということで、12課と各支所にまたがっていた保健師を7課に集約するというこ

でございまして、それから5年を経過したということで、今回、検証をいたしたところでございます。

その結果を少し書いてございますが、事業実績で比較しますと、平成19年度と比較しますと、全体で「向上または維持」というのが全体の86.2%を占めておりました。おおむねよかったということを自分たちの中では思っているわけですが、これを事業ごとにちょっと分析してみますと、先ほど委員のほうから御指摘のあったとおり、直接住民と対応する家庭訪問、それから保健指導、健康相談などを含む保健福祉事業において10ポイントの減少が見られたということでございました。

これは、保健師の集約に伴って、事業に付随する事務も集約したために、そういった事務に対するものに手をとられたということで、現場のほうが少し減少したということではないかと分析しております。

これらのことから、平成26年度においては、より取り組みやすい体制をどうするかということで検討を重ねてまいりまして、現在ある3グループの再編を考えております。

内容等の案につきましては、2のほうの再編（案）というところでございますが、右側のほうが現行ということで、太枠で囲んでございます保健師が主に所属しております健康指導北部グループ、それから南部グループ、東部グループというふうにそれぞれ保健師配置をしておりますが、これを左側の（案）ということで、健康企画グループ、それから健康増進の第1グループ、それから第2グループというふうに再編をしたいと思っております。

これらをすることによって、より現場にそれぞれの保健師が行きやすい体制ができるのではないかと考えてございます。

それから、統括的な保健師の配置ということで、3の下のほうに書いてございます。黒い太枠で囲ってあるところでございますが、今現在7課に保健師が24名割り振ってございますが、それぞれの課の連絡というのは、それぞれ行う機会はございますが、より密に行いたいということで、今回地域における保健師の保健活動についてということで、昨年4月19日付で国のほうの改正がござ

いまして、その一つに保健師の保健活動の組織の横断的な総合調整と、それから技術的、専門的側面からの指導する役割を担う部署ということで、統括的な保健師を配置するようにということがございましたので、そのようにさせていただきたいということでございます。

続きまして、15ページでございます。

生活習慣病対策の「野菜1日350g両手いっぱい運動」（仮称）ということでございます。

これにつきましては、先ほど部長のほう若干申し上げましたので簡単に説明いたしますが、趣旨としては1日350グラムの摂取ということにつきましては、厚生労働省のほうから健康的な生活を営むため、生活習慣病予防の食事摂取基準として、野菜1日350グラムということが従来から定まっていたわけでございます。それらを受けて、食育の日とか食育月間における普及啓発や調理実習、それから講話等でも、それぞれそういった説明をしておったわけですが、今回やはりこの名称とか、それからスローガンとか、その辺をちょっとインパクトを与えて、より野菜の摂取を促していきたいという思いから、今回このようなことを考えてございます。

運動の内容につきましては、（1）から（4）のスローガンの制定とか、イベントの開催とか、内容を行っていききたいというふうに思います。

続きまして、16ページの予防接種事業についてでございます。

これにつきましても、先ほど部長のほう申し上げましたので、それ以外のところで、真ん中ほどの抗体検査についてでございます。

ここの真ん中の米印のところで、特定感染症検査等事業実施要綱3の（5）「風しん抗体検査事業」と。ここの対象に妊娠を希望する女性及びその配偶者などの同居者と、ここに書いてあるのが今回国県で対象とする人たちということでございまして、それ以外の人たちにつきまして、市のほうでも何らかの手だてをしたいということでございます。

助成額につきましては、上限2,000円ということで、ここに記載してございますが、この資料をつくる段階では、まだ国のほうの助成額が定まっていなかったために、一応2,000円ということを書いてございますが、国のほうが

6,600円から5,050円と、若干高目の全国基準の金額を定めてきたものですから、この辺につきましては、市のほうとちょっと値段の相違が結構大きいということで、ここにつきましては、また医師会のほうと詰めをさせていただいて、どういった形にするかをまた決定したいということで、この2,000円については、まだ未定ということにさせていただきたいと思います。

あと、(2)の予防接種でございますが、これについては先ほどの抗体検査をしていただいた方で、抗体価が16以下の方につきまして、助成額6,000円と。これは本年度の額と同額でございますが、6,000円を考えております。

また、参考として平成25年の実績がございますので、これはお目通しをしていただきたいと思います。

続きまして、17ページでございます。

2の水ぼうそう、成人用肺炎球菌ワクチンの定期予防接種化ということでございますが、これについては、国のほうが平成26年、ことしの10月からを考えてございます。水ぼうそうについては、対象が1歳から3歳未満の方で6カ月以上の間をあけて2回接種と。3歳から5歳については1回接種ということでございます。

成人用肺炎球菌ワクチンについては、対象65歳、70歳、75歳などで5歳刻みとして、5年以内に1回ということでございます。

この件については、国のほうが10月からということでございますので、あくまでもそれをもとに、こちらのほうも補正なりで、また委員の方々をお願いするということにさせていただきたいと思います。

それから、3番目の感染症対策でございますが、新型インフルエンザの行動計画ということで、これにつきましては、平成25年度、昨年12月議会で新型インフルエンザ等対策本部条例を制定したところでございまして、それに伴って、去る2月19日に県のほうの行動計画の説明会がございました。市としましては、昨年11月1日のほうで、従来、市の感染症予防対策連絡会議という中で、こういったことを審議しておりましたが、今回対策本部の条例ができたということで、こちらのほうに移行するわけでございますが、市のほうの行動計画も県のほうの意見等を取り入れて、

今後つくっていききたいというふうに考えてございます。

続きまして、18ページでございます。

川内薬剤師会の実施する残薬整理事業に対する財政支援ということでございます。

これにつきましては、内容は、いわゆる高齢者が多いと思いますが、患者宅での薬物治療における重複処方や飲み忘れ等で生じた残薬——いわゆる処方薬の飲み残しでございます——について、長年医療経済での問題点とされておったわけでございますが、今回、川内薬剤師会が残薬整理事業のモデル地域として積極的に同事業を推進したということでございまして、この薬物治療の適正かつ経済的な管理並びに再活用を推進するために必要不可欠であると思われるお薬手帳の携帯を推進するためのお薬手帳のカバーについて、川内薬剤師会が会員薬局とともに負担をして患者に配っております。その金額が中ほどに書いてあるとおり年間の購入実績として77万3,407円ということでございまして、今回40万円の予算の計上をさせていただいておりますが、事業費の3分の2か予算措置額のいずれか少ないほうということで考えてございます。

この効果としましては、下のほうにございますが、現在、参加の薬局が54カ所ございまして、サンプル数として576の件数で年間に引き直したところ160万6,000円ほどの、いわば医療費の薬代の買わないで済むというか、そういった削減効果があったということから、十分に効果があるのではないかというふうに考えておりまして、今回お願いするということでございます。

最後でございますが、19ページでございます。

がんの検診につきましてでございます。これについては、昨年度も一緒に記載させていただいたところでございますが、肺がんの40歳以上の男女については、平成24年度から若干下がったところでございますが、ほかのその他のがんにつきましては、前年度から若干ではございますが、上昇ということになっておりますので、お目通しをしていただきたいと思います。

今後とも受診率の向上のために、2にあるとおりの施策を行っていききたいというふうに考えておりますのでよろしくお願いします。

以上でございます。

○委員長（江口是彦）ただいま6件ほど説明がありました、これを含めて所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博）グループの再編を行うということで、この訪問件数が減少されたということ改善するためだということなんです、この原因は、保健師集約に伴い事業に付随する事務も集約したこと。それから、保健医療福祉等の関係機関団体との連携に係る業務がふえたこと。これが原因なわけですから、この業務をどうするのかということだと思うんですが、このグループ再編することによって、この業務が少なくなったりかということが見込まれるということなんですか。

○市民健康課長（宍野克己）集約によって業務が少なくなるということではなくて、今現在3グループにあるそれぞれの保健師が、そういった事務的なことも一緒にやっていたわけですが、保健師につきましては専門職ということもございまして、こういった言い方をすればちょっと悪いんですが、事務的にはかなり時間を費やすところもあったということから、事務部門を集約して、なれた事務屋の人にそちらを行っていただいて、そちらで効率よくすることによって、従来の保健師さんが、現場に回りやすい時間をつくって、結果的に現場が多く回れるということを見込んでおります。

○委員（井上勝博）わかりました。事務専用の職員の方に事務を任せていくということですね。

マンパワーという点ではどうなんですか。その集約前と集約後については、保健師さんの数。保健師さんも嘱託員の保健師さんもいるというふうに聞いているんですが、全体は正職員の保健師さんと嘱託員の保健師さんの集約前と集約後の人数というのはどうなっているんですか。

○市民健康課長（宍野克己）ちょうど平成20年4月1日に保健師の集約ということでいたしております。それ以前の19年4月と比較しますと、合計の保健師、これは正規の職員でございますが、30名そのときいました。先ほど申しましたとおり、平成19年は12課等にまたがっておりますけど、それを7課に集約しました。

市民健康課につきましては、その当時、平成19年4月は9名保健師がいたわけですが、これが17名にふえました。それから、平成

25年4月に、5年後でございますが、総体の保健師が30名いたのが、今現在、退職等で24名に、総数自体が減っております。当然市民健康課も17名いた保健師が今14名ということでございまして、この14名の中には、当然嘱託員もいますけど、その嘱託員につきましては、産休・育児の代替ということで、この人数に含まれていると。それ以外に介護とか、それぞれの単発の保健師がいますけど、こちらのカウントとしては別建てということに考えております。

以上です。

○委員（井上勝博）集約前の保健師の数と、集約前と集約後の数というのが、ちょっと今単純ではないわけですかね。ちょっと17から14になったとか、30から24になったとか、そこ辺ちょっともう少しわかりやすく説明してください。

○市民健康課長（宍野克己）集約したときは市民健康課は9名から17名に当然ふえたんですが、その後の退職等で17名から3名減って14名に。これは自然減と申しますか、採用がなければ減っていくわけでございますので、今現在は集約をしたんですが、総体の数が減ったということで市民健康課で申し上げますと、17名が3名減って14名に今現在なっているということでございます。

○委員（井上勝博）市民の健康を維持していくということ自身が、長い目で見れば医療費だとか介護とか、そういった費用を削減していくということになるわけですので、やはり健康なうちにそういう市民の健康を維持していくためのマンパワーだというふうに考えるわけですので、事務的な軽減をしていくということ以外にも、やっぱり保健師の確保をしていくということも努力する必要があるということで、これは要望しておきたいと思います。

○市民福祉部長（春田修一）今の委員の御要望でございますが、先ほど課長が言ったように、集約したことによって86%、約9割近い分については、受診率とか受診者数、先ほど胃がん検診やら、そういうがん検診でも言いましたが、そういう形で、集約したことによって86%の事業については改善しているというのは御理解いただきたいと思います。ですから、その分については保健師がスキルが上がるとともに、いろんな形で連携をとりながら、そういう改善を行ってきたという

ことで御理解いただきたいと思います。

ただ、その中でも事務が、例えば一つの事務をするにしても、三つの課で事務をしたりしていたので、そこをより効率的にしたほうが時間的な余裕ができるので、それを事務を一本化して、そのかわりそこに出てきた余裕を訪問指導とか、そういうポイントが下がった部分に振り向けていこうというような思いでございます。要望があった保健師の確保という部分については、今現在、産休代替で年間3人から4人の方が育休等をとられておりますが、その分については嘱託員を配置しておりますし、また本年度においても保健師の要望という形で総務のほうとは絶えず協議をいたしているところでございます。

以上でございます。

○委員（井上勝博） 風疹予防についてなんですけれども、先ほど助成額については未定ということで、国が提示した助成額が六千幾らということで大きかったということだということですが、これはそもそも、助成額はそうですけれども、実際病院に行くと、これを受けるとしたら、どれぐらいの負担になるのでしょうか。この検査するときの負担というのは。

○市民健康課長（宍野克己） 平成25年度の例で申し上げますと、この抗体検査につきましては、おおむね2,000円ぐらいでした。で、今回この金額が未定ということにさせていただいたのは、国のほうが6,000円という形で提示をしてきたものですから、多分医師会と契約をしてされると思うんですが、1回につき6,000円はやりますよということですので、医師会は多分今まで2,000円の費用でやっていた分を6,000円くださいというふうになると思います。そうした場合には、市のほうは2,000円しかやらない。国県のほうでは6,000円ということの差が出たものですから、これについてはちょっと検討をさせていただきということでございます。

○委員（井上勝博） 確認なんですけど、風疹予防のこの抗体検査については、検査する市民の側の負担はゼロというふうに考えていいんですか。

○市民健康課長（宍野克己） はい。国のほうはゼロというか、無料ということになります、本人は。ただ、市のほうが2,000円ということになれば、個人はちょっと出る可能性もあるというこ

とです。

○委員長（江口是彦） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦） 質疑は尽きたと認めます。
委員外議員による質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦） 質疑はないと認めます。

以上で、市民健康課の審査を終わります。

御苦労さまでした。

△保険年金課の審査

○委員長（江口是彦） 次に、保険年金課の審査に入ります。

△議案第37号 平成26年度薩摩川内市 一般会計予算

○委員長（江口是彦） 先ほど審査を一時中止しておりました議案第37号平成26年度薩摩川内市一般会計予算を議題とします。

まず、部長に概要説明を求めます。

○市民福祉部長（春田修一） それでは、保険年金課の当初予算の概要について御説明させていただきます。

これにつきましても、本編資料の1ページを開きいただきたいと思います。

一般会計におきましては、保険料率の改定、あるいは低所得者層へ保険料軽減措置の拡充による後期高齢者医療事業特別会計繰出金の増がございしますが、そのほかにも国民健康保険事業特別会計の安定的な運営を確保するための繰出金のほか、継続事業として後期高齢者の重複・頻回受診者訪問指導等を計上いたしたところでございます。

次に、特別会計のほうでございますが、まず国民健康保険事業特別会計におきましては、124億550万円を計上いたしております。医療費の増によりまして、前年度より9,300万円の増という形で推計をしているところでございます。

特定健診未受診者対策としましては、昨年に引き続きコールセンターの委託、約220万円、情報提供事業委託270万円を計上し、未受診者への勧奨を積極的に行うこととしているところでございます。

なお、一般質問の中でも出ましたが、特定健診

の受診につきましては54%ということで、県内市の中では2位の成績であるということは申し添えさせていただきたいと思います。

また、昨年より新規に取り組んでおります糖尿病性腎症重症化予防事業につきましても、昨年と同様、450万円を計上させていただいておりまして、継続的に医療費適正化を推進していきたいというふうに考えているところでございます。

後期高齢者医療事業特別会計におきましては11億6,251万円を計上いたしておりますが、保険料率の改定、あるいは被保険者の増による後期高齢者広域連合納付金等の増により対前年度比で約5,900万円ほどの増となっているところでございます。

なお、後期高齢者医療につきましては、2年に1回改正するようになっておりまして、平成26年度からの分については、また資料のほうを準備しておりますので、後ほど御説明させていただければと思っております。

以上、保険年金課の当初予算概要の説明を簡単でありますが終わらせていただきますが、この後、予算の内容について担当課長のほうから詳細について説明をさせていただきたいと思います。

○委員長（江口是彦）引き続き、当局に補足説明を求めます。

○保険年金課長（中村 真）それでは、議案第37号平成26年度薩摩川内市一般会計予算のうち、保険年金課分について御説明いたします。

まず歳出から説明いたしますが、事業内容については、予算調書により説明させていただきたいと思います。

予算調書の129ページをお開きいただきたいと存じます。上段でございます。

事項、国民年金事務費につきましては、国民年金事務に係る業務を行うための経費で、窓口業務嘱託員1名の報酬、一般職員二人分の給与費、臨時職員に係る賃金などの人件費と、老齢基礎年金等の裁定請求や被保険者異動処理及び相談業務などに要する事務経費でございます。

次に、下の表になります。

事項、国民健康保険対策費については、国民健康保険事務事業に係る経費で、窓口業務嘱託員1名の報酬、一般職員16人の給与費等の人件費及び国保基盤安定負担金などの国民健康保険事業特

別会計繰出金等でございます。

なお、繰出金は、法令等で定められた法定繰出金6億3,210万1,000円と、国民健康保険事業特別会計の財政支援分として、法定外繰出金2億5,000万円を計上しております。

次に、予算調書の130ページをお願いいたします。

事項、後期高齢者医療対策費においては、後期高齢者医療事務事業に係る経費を計上するもので、保険証等発送業務委託や長寿健診委託料、保険基盤安定分の後期高齢者医療事業特別会計への繰出金などを計上しております。

なお、先ほども部長からございましたが、平成25年度は平成26年、27年度の保険料率の改定の年でもございました。改定の内容、経緯等については、後ほど特別会計のところで御説明させていただきたいと思いますので、御了承くださるようお願いいたします。

負担金及び補助金については、広域連合への負担金として、事務に係る共通経費分558万6,000円、保険給付費に係る共通経費分2,954万9,000円並びに給付費の法定負担分12億7,757万9,000円を、また、そのほか人間ドック補助金、温泉保養補助金を計上しております。

次に、歳入について御説明いたしますので、予算調書の26ページをお開きいただきたいと思っております。

1行目の15款1項2目衛生費負担金では、予算額3,780万2,000円を計上しております。

主なものは、節、国民健康保険医療助成費負担金で、国民健康保険被保険者の軽減措置に対する国の負担分でございます。

次の15款3項2目民生費委託金では、予算額1,637万8,000円を計上しております。これは、国民年金事務に係る経費に対し、国から交付される事務費交付金でございます。

次の16款1項2目衛生費負担金では、予算額6億68万1,000円を計上しております。主なものは、節、国民健康保険医療助成費負担金2億9,709万4,000円で、これは、国民健康保険被保険者の軽減措置に対する県の負担分であり、また節、後期高齢者医療助成費負担金3億358万7,000円は、後期高齢者被保険者の軽

減措置に対する県の負担分でございます。

次の２１款５項４目雑入では、予算額１,９８０万９,０００円を計上しております。主なものは、後期高齢者の長寿健診に対する鹿児島県後期高齢者広域連合からの補助金１,４７１万９,０００円などでございます。

以上で、一般会計予算に係る保険年金課分の説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○委員長（江口是彦）ただいま、当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦）質疑はないものと認めます。

ここで、議案第３７号に係る審査を一時中止いたします。

△議案第４８号 平成２６年度薩摩川内市国民健康保険事業特別会計予算

○委員長（江口是彦）次に、議案第４８号平成２６年度薩摩川内市国民健康保険事業特別会計予算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○保険年金課長（中村 真）それでは、議案第４８号平成２６年度薩摩川内市国民健康保険事業特別会計予算について御説明いたします。

予算書は３３３ページから３７５ページ、予算調書は３００ページから３２３ページになります。

なお、保険年金課の各特別会計につきましては、費目が多岐にわたり予算書では多数のページになりますので、説明用としまして、市民福祉委員会資料別冊１に取りまとめてございますので、当課の特別会計については、主に本資料を使って説明させていただきたいと存じますので、御了承くださるようお願い申し上げます。

国保特別会計につきましては、市民福祉委員会資料別冊１の２ページ以降になります。

また、歳入の国民健康保険税の関係につきましては、税務課から後ほど説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、予算内容について御説明申し上げます。

まず、歳出から主なものについて説明させていただきますので、資料別冊１の４ページをお開きください。

１款１項総務管理費は、高齢者受給証等郵送料や保険証等発送業務委託等の委託料や国保連合会への負担金及び広報共同事業負担金等が主なものでございます。

次の１款２項徴税費は、納付書等の郵送料やコンビニ収納用の納税通知書作成等の業務委託料が主なものでございます。

次の１款３項運営協議会費は、国保運営協議会の委員報酬及び旅費でございます。

次に、２款１項療養諸費は、疾病、負傷等及びコルセット、はり、きゅう等の費用に対する保険者負担分及び審査支払事務に係る手数料でございます。

次の、２款２項高額療養費は、一部負担金が高額となった場合、一定額を超える部分が支給される高額療養費と前年８月から本年７月までの１年間の医療保険及び介護保険の自己負担の合計額について、一定額を超える部分が払い戻される高額介護合算療養費を計上しております。

次の２款３項葬祭諸費から２款５項出産育児諸費につきましては、それぞれの給付費及び出産育児一時金支払手数料を計上しております。

次に、３款１項後期高齢者支援金拠出金は、後期高齢者医療制度に係る医療費の４割相当分を被保険者数に応じて各保険者が負担する支援金と、それに対します事務費負担分で支払基金に支払うものでございます。

次に、４款１項前期高齢者納付金等は、６５歳から７４歳までの前期高齢者の保険者間の偏在による負担の不均衡を調整するため、各保険者の加入数に応じて費用負担を調整するものであり、本市負担分の納付金と事務費分を計上しており、支払基金に支払うものでございます。

次に、５款１項老人保健拠出金は、老人保健医療費の精算に係る事務費負担分で、支払基金に払うものでございます。

次の６款１項介護納付金は、介護保険、第２号被保険者に係る保険者負担分で、支払基金に支払うものでございます。

続きまして、5ページをお願いします。

7款1項共同事業拠出金は、高額医療の多発による、国保財政への影響を緩和するため、80万円以上を都道府県間で、30万円以上80万円未満を県内市町村間で調整するもので、国保連合会へ拠出するものでございます。

次の8款1項特定健診保健指導事業費は、保健指導業務嘱託員4名及び特定健診等業務嘱託員1名の報酬等、人件費のほか、特定健診委託料等を計上しています。

平成26年度におきましても、治療中の者のデータを医療機関から提供してもらう特定健診情報提供事業のほか、事業所健診受診者から情報を提供していただく事業所健診データ収集事業などに取り組むこととしております。

次の8款2項1目疾病予防費では、診療報酬明細書磁気テープ作成業務委託や糖尿病性腎症重傷化予防業務委託等の委託料、人間・脳ドック、温泉保養補助に要する経費を計上しております。

次の4目医療費適正化特別対策事業では、診療報酬明細書点検業務嘱託員一人、医療費適正化業務嘱託員一人に係る報酬のほか、医療費通知に係る郵送料、レセプト点検業務の国保連合会への手数料やジェネリック医薬品差額通知等業務委託などの経費を計上しております。

続きまして、6ページをお開きください。

次の3項1目早期介入保健指導事業費は、市民健康課に執行委託を行い実施しているもので、糖尿病予防教室に関する経費が主なものでございます。

次の9款1項基金積立金は、国民健康保険基金の利子になります。

次に、11款1項償還金及び還付加算金は、過年度の税等過誤納金の払戻金や国庫支出金等清算返納金などでございます。

次の、11款2項1目直営診療所施設勘定繰出金は、甕島地域の国保直診の運営に係る赤字補填分として交付された調整交付金を施設勘定特別会計へ繰り出すものでございます。

次の、2目一般会計繰出金は、収納率向上特別対策事業に係る一般会計への繰出金になります。

以上が、歳出になります。

続きまして、歳入について説明させていただきますので、前に返っていただき、2ページをお開

きいただきたいと存じます。

まず、税務課から国保税等の説明の後、引き続き保険年金課分を説明させていただきます。

それでは、税務課から説明させます。

○税務課長（山口秀昭） 税務課でございます。本特別会計の歳入に係る国民健康保険税について御説明いたします。

一番上の1款1項国民健康保険税1目一般被保険者国民健康保険税は75歳未満の加入者全員が対象となる医療給付費分及び後期高齢者支援分と40歳から65歳未満の加入者が対象となる介護給付金、それぞれ現年課税分と滞納繰越分合わせて16億8,261万3,000円を計上しております。

2目退職被保険者等国民健康保険税は、退職被保険者等に係る医療給付費分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分の現年課税分と滞納繰越分合わせて1億1,837万円を計上しております。

2款使用料及び手数料1項手数料2目の督促手数料は、国保税未納者に対する督促手数料の納付見込み額を100万円計上いたしております。

以上で、歳入に係る国民健康保険税関係の説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○保険年金課長（中村 真） 引き続き、保険年金課に係る歳入について御説明いたします。

3款1項国庫負担金は、療養給付費等に係る国庫負担分でございます。

次の3款2項国庫補助金は、国庫から支出される財政調整交付金で、普通調整交付金と特殊要因に対して交付される特別調整交付金がございます。特別調整交付金の内容については、説明欄に記載のとおりでございます。

次に、4款1項療養給付費交付金は、退職被保険者分に係る療養給付費等に対し交付されるものでございます。

次の5款1項前期高齢者交付金は、65歳から74歳までの医療費について、保険者間の偏在による負担の不均衡を調整するため、各保険者の加入数等に応じて交付されるものでございます。

次に、6款1項県負担金は、国庫負担金と同様に療養給付費等に係る県の負担分でございます。

次に、7款1項共同事業交付金は、80万円を超える高額な医療費の発生に対して都道府県単位

で調整が行われます共同事業交付金と、1件30万円以上80万円未満の医療費について都道府県内で調整が行われる保険財政共同安定化事業交付金であり、市町村国保間の保険料の平準化、財政の安定化を図るため、交付されるものでございます。

次に、9款1項他会計繰入金では、一般会計からの法定繰入金として、保険基盤安定繰入金、財政安定化支援事業繰入金、出産育児一時金に係る繰入金を計上しております。

また、その他繰入金として、同事業の赤字補填分を計上しております。

続きまして、3ページをお願いいたします。

10款1項繰越金は、退職被保険者に係る医療費の前年度分の実績見込みが少なかったことによる療養給付費が本年度へ繰り越されたもの、また、一般被保険者に係る医療費の前年度分の実績見込みが少なかったことにより本年度へ繰り越されたものでございます。

次に、11款諸収入3項雑入では、交通事故の賠償金に係る第三者納付金や過誤調整による医療機関からの返納金、また、健康教室等の参加者負担金を計上しております。

次に、債務負担行為について御説明いたしますので、予算書・予算に関する説明書の375ページをお開きください。

債務負担行為につきましては、コンビニ収納に伴います国民健康保険税納税通知書作成等業務委託において、平成27年度、1年間について、限度額300万円を設定しております。これは契約期間が年度をまたがるために設定するものでございます。

続きまして、制度改正等の概要について説明をさせていただきます。また、もとの市民福祉委員会資料の別冊1に返っていただきまして、7ページをお開きください。

1、平成26年度国民健康保険制度の改正等についてでございます。ここを説明させていただきますが、大変申しわけございませんけれども、資料の訂正をお願いいたします。

②の低所得者に係る保険税軽減の拡充というところがございます。この点線で囲んであります7割軽減基準額、それから2割軽減基準額の行でございます。7割軽減基準額の行でございます。7

割軽減基準額イコール基準控除額となっておりますが、この「基準」が「基礎」の間違いでございます。「基礎控除額」でございます。それから、2割軽減基準額も同様でございます。イコール基準控除額33万円となっておりますが、ここを「基礎控除額」というふうに訂正方をよろしくお願いいたします。よろしくお願いいたします。

それでは、(1)国民健康保険税の改正についてから御説明させていただきます。

①の賦課限度額の引き上げにつきましては、支援分、介護分をそれぞれ2万円ずつ引き上げ、最高限度額を81万円とする内容でございます。

次の②低所得者に係る保険税軽減の拡充では、5割軽減、2割軽減の基準額の見直しを行い対象者の拡充を行うもので、5割軽減の場合は、基準額の算定方法におきまして、基礎控除額一人当たり24万5,000万円に被保険者数を乗じた値を加算しますが、世帯主を除いていたものを改正ではこれを含むということになるものでございます。2割軽減では、基準額の算定方法におきまして、基礎控除額一人当たり35万円に被保険者数を乗じていたものを、この35万円を45万円とするものでございます。

次に、(2)70歳台前半の被保険者等に係る一部負担金等の軽減特例措置の見直しにつきましては、本年4月から新たに70歳になられる高齢者から、これまで1割に凍結されておりました医療費患者負担分が法律上の2割と負担が引き上げられるものでございます。

続きまして、8ページをお開きください。

(3)の高額療養費制度の見直しとしまして、負担能力に応じた負担とすることから、70歳未満の所得区分を細分化し、自己負担額を細かく設定するという方針が示されております。平成27年1月からの施行に向け、今後、より具体的な内容が示されるものと考えております。

次の(4)平成26年度の診療報酬の改定につきましては、全体で0.1%とされたところでございます。

続きまして、9ページをお願いいたします。

2として、平成26年度薩摩川内市国民健康保険事業計画として、12ページまで掲載しております。

本計画は、平成26年度の国民健康保険事業推

進のための計画で、さきに開催しました国民健康保険運営協議会に報告し承認をいただいたものでございます。

内容の詳細については、御参照いただきたいと存じますが、簡単に概要を説明させていただきます。

まず1、基本方針とありますが、現在の国民健康保険事業を取り巻く状況を説明し、ページ下のほうにございます(1)から(6)までの主要施策を定め、実施していこうとするものでございます。

次の、2の具体的な対応策について、(1)収納率向上対策の推進では、10ページをお開きいただき、一番上をごらんいただきたいと存じますが、収納率の目標を現年度91%、滞納繰越分を13%としております。

続きまして、(2)では、一般会計からの繰り入れによる財政支援として、先ほど予算説明の中で説明した内容を記載してあります。

(3)では、適用の適正化の推進として、従来方針を継続して実施することとしており、(4)医療費適正化対策の推進では、従来方針を踏まえ、ジェネリック医薬品差額通知事業で蓄積するデータを分析して、有効かつ効率的な保健指導に生かす取り組みを行うこととしております。

次に、(5)の特定健診・特定保健指導の推進につきましましては、第2期特定健康診査等実施計画を平成24年度改訂させていただいたところですが、これをもとに、平成29年に特定健診・特定保健指導とも目標を60%として、これを達成するための取り組みを平成26年度も実施していくこととしており、特定健診未受診者に対する電話勧奨や事業所検診受診者のデータ収集等を行うこととしております。

12ページをお開きいただき、下のほうをごらんください。

次の(6)国民健康保険直営診療所の運営及び経営改善の推進については、従来方針を継続していくこととしております。

以上で、国民健康保険事業特別会計の説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○委員長(江口是彦) ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員(井上勝博) 国保税については苦勞されていることとは思いますが、ただやはり高いという実感というのは、どうしても市民の間から出てくるわけです。

私たち、アンケート調査も時々やるわけですが、そのときにやっぱり国保が高いという声が一番反応が大きいということなんです。それでやはり2億5,000万円の一般会計からの繰り入れをして、これは他市に比べても比較的大きいものだということは私も認識をしているんです。しかし、この保険料負担ということから言ったら、薩摩川内市の場合は全体として医療費が総額が非常に大きいということもあるわけですので、繰出額もやっぱりそれ相当地に繰り出していくということをししないと、負担だけがふえていくということになっていくわけですので、今後の見通しとして、この法定外繰り入れをふやしていくという考え方が、この計画書の中には余り見えていないんですが、そういう考え方はやっぱり否定されますか。

○市民福祉部長(春田修一) 平成26年度の当初予算を組む際についても、この分についてはかなり市長と論議をしたところでございまして、実際単年度収支で1億7,000万円の赤字だというようなこと等から、最終的には本年度も2億5,000万円入れるということでしたところでございます。

ただ一方では、法定外繰り入れをしているところで基金を持っているところはなかなか少ないところで、本市の場合は2億円の基金を持っております。法定外繰り入れをしながら基金があるということと、平成24年度から平成25年度の繰り越しが3億9,000万円あったということ等もございまして、果たして繰入金投入が説明できるのかというのも非常に論議を重ねたところでございます。

ただ一方では、プログラム法案が通っておりまして、平成29年から県単位でという話が出ております。そのときには、県内のどういうふうになりませんが、余り保険料を、給付額に対しまして保険料が低くて、一財を入れていると、多分統一したときに急激に上がることも想定されるという部分もございまして。そういうこともございまして、今後県の平成26年度に、ある程度のプログ

ラム法案等が見えてくるというようなこと等もございまして、その時点でこの繰入金の分についてはどうすべきか、あるいは保険税がどうなるかというのが見きわめた時点で検討していきたいというふうに考えておりまして、現時点でふやすということはなかなか難しい状況である。減らす方向で今後検討せざるを得ないだろうというふうには考えているところでございます。

○委員（井上勝博）基金を取り崩して、もうなくなったから一般会計から入れるというのが、ほかの市がやっていることですよね。しかし今回、薩摩川内市の場合は、国保税を引き上げるという際に、余りにも引き上げ幅が大きいということではやっぱり負担が耐えられないんじゃないかと、市民が耐えられないんじゃないかということで基金を入れたわけですから、私は税率を上げたということによって、繰越金もふえたということであり、基金も取り崩す必要もなくなったということであるならば、やはり保険料の引き下げる改定を行っていくべきではないかというふうに思うんです。やっぱり保険料を上げ過ぎてしまったというふうにも見えるわけです。それはどうなのでしょう。

○市民福祉部長（春田修一）その分については意見が違うところでございますが、あくまで国保の税というのは、給付費に対します税で賄うという部分が基本的な部分でございまして、法定外というのは究極の選択肢というふうに考えております。なので、基金を取り崩して、その分を法定外に入れながら保険税を下げるということは、なかなか——今現在は国民健康保険が25%の加入者でございまして、75%の人がそれ以外という形になります。ただ、後期高齢を入れますと、また若干話が変わってまいります。それにおいても5割を超える方が他保険にかかわっていらっやして、税金を払ってらっしゃることから考えたときに、国保にそんなに入れられるのかというのは、かなり論議をしないと難しい問題だろうというふうには考えております。

結果的には繰入金をつやして保険税を現時点で下げるとすることは、机上では可能ではあっても、なかなか難しい状況であろうというふうに判断しております。

○委員（井上勝博）それと、7ページの70歳

代前半の被保険者等に係る一部負担金等の軽減特例措置の見直しによって、この4月から段階的に2割に引き上がるということで、2倍に医療費がなっていくわけです。非常に大変になってくるわけですが、これについては、この国保会計との関係はどういうふうになっているのか。関係というか、予算の中にはどういうふうにあらわれているんですか。

○保険年金課長（中村 真）グループ長のほうに答弁させます。

○国保グループ長（前田隆盛）今までこの特例措置で、本来2割の部分が1割になっていた分につきましては、国の補正予算で国の公費として負担されていまして、この国保特別会計の中では予算上としては出てこない状況になります。なので、今後この段階的に2割になることによって、医療費が抑制される部分は出てくるかもしれませんが、トータルの予算としては変化ございません。

以上です。

○委員（井上勝博）医療費の抑制というのは、医療費が引き上がることによって病院が遠のくという意味なんで、歓迎すべきことではないわけですが、ちょっと今までずっと1割負担で特例措置を長年続けてきた。その理由というのは、高齢者にそんなに負担をかけていいものなんだろうかということから来たものだと思うんです。ですので、非常にこれは大きな負担になってくるなということですね。これは医療費のほうですから、わかりました。

あと、今回の低所得者に係る保険税軽減の拡充の問題ですが、この拡充が行われることによって、この保険税と予算はどういうふうになるのか、これもお尋ねしたいと思います。

○保健年金課国保グループ長（前田隆盛）ただいまの質問の分ですが、軽減の幅が広がりますので、対象者はまずふえます。軽減額も大きくなりますので、この軽減の分につきましては、歳入で保険基盤安定化事業の歳入がありますけれども、そこの予算が上がってくることになります。しかし、まだその算定ができなかった関係で、この当初予算には前年度実績の計上で今当初予算を上げてございます。

以上です。

○委員（井上勝博）それから、下から上に上がっているんですが、賦課限度額の引き上げについて、最高限度額が77万円から81万円に引き上がることによって、どれだけの保険税の増収が見込まれるのかというのはどうなんですか。

○税務課長（山口秀昭）グループ長に答弁させます。

○税務課市民税グループ長（大原和人）11月の時点でちょっと試算をしてみたんですが、大きな影響はなくて、対象世帯数としては、50世帯程度で、30万円程度の税額の影響になります。

以上です。

○委員長（江口是彦）ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦）質疑は尽きたと認めます。
委員外議員から質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦）質疑はないと認めます。

これより、討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦）ただいま討論の声がありますので、これより討論を行います。

まず、本案に反対の討論はありませんか。

○委員（井上勝博）予算では、やはり国保の問題については、いつもこの予算に問題があるというよりも、むしろ保険料が高過ぎるので、法定外繰り出しをふやしていただきたい、もしくは先ほどの話からあっても保険税を引き下げてほしいということが市民の大きな要望ということになっております。そういう方向に動いてないということ。

それからもう一つは、やはりそれだけ高い保険税になっているわけですが、払いたくても払えないという人たちもいらっしゃる。払える能力があるのに払わないという人よりも、払いたくても払えないという人たちのほうが圧倒的に多いわけです。そういった方々からペナルティとして、正規の保険証ではなく、資格証や短期証という形で滞納者に対してペナルティをつけていくというようなやり方、こういうやり方はやっぱりいけないと思うんです。やはり保険税を下げるという、そういう方向で払えるようにしていくと、こういうや

り方を進めていってほしいということで、そういう思いから反対いたします。

○委員長（江口是彦）次に、本案に賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦）反対の討論もありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦）討論は終結したと認めます。

採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに賛成する委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（江口是彦）起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第51号 平成26年度薩摩川内市
後期高齢者医療事業特別会計予算

○委員長（江口是彦）次に、議案第51号平成26年度薩摩川内市後期高齢者医療事業特別会計予算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○保険年金課長（中村 真）それでは、議案第51号平成26年度薩摩川内市後期高齢者医療事業特別会計について、説明いたします。

予算に関する説明書は439ページから452ページ、予算調書は366ページから368ページになります。

説明は、委員会資料の別冊1で説明させていただきます。

まず、歳出から説明いたしますので、13ページをお開きいただきたいと存じます。

下の段の表をごらんいただきたいと存じます。

1款2項1目徴収費は、保険料徴収事務に係る経費を計上しております。

次の、2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金は、保険料と一般会計で受け入れる保険基盤安定化県負担金を広域連合へ納付するものでございます。

次の、4款1項1目保険料還付金は、前年度保険料の還付金等に係るものでございます。

続きまして、歳入について御説明いたしますので、上の段の表をごらんいただきたいと存じます。

1 款 1 項後期高齢者医療保険料では、特別徴収 5 億 1,199 万 8,000 円と普通徴収 2 億 4,454 万 2,000 円を計上しています。

後期高齢者医療被保険者の約 70%が特別徴収で、約 30%が普通徴収となっております。

なお、広域連合では、現年分の収納率を 99%と見込んでおります。

次に、4 款 1 項 2 目保険基盤安定繰入金は、低所得者に係る保険料軽減に対する公費補填分であり、一般会計で受け入れるため、繰入金として繰り入れるものでございます。

次に、6 款 2 項 1 目保険料還付金は、前年度の保険料還付金として広域連合から受け入れるものでございます。

続きまして、14 ページをごらんいただきたいと存じます。

後期高齢者医療制度関係についてとさせていただきます。一般会計のところでもお知らせをしましたように、保険料率の改定の概要について御説明させていただきます。

(1) の平成 26 年度からの後期高齢者医療制度に伴う主な改正点とありますように、鹿児島県の保険料率の改定を行うに当たり、その前提になった改正点について御説明いたします。

まず、①診療報酬改定率の変更ということで、0.1%の増、②後期高齢者負担率の変更として、次回を 10.73%とし、③賦課限度額の変更として、2 万円増額して 57 万円とし、財政安定化基金標準拠出率の変更として 0.046%の減をして、0.044%としており、これらの値を算定根拠とするなどして算出してございます。

また、⑤被保険者・均等割・保険料の軽減対象者の拡充として、2 割、5 割軽減対象者の拡充を予定しており、内容については国保の特別会計事業のところで説明した内容と同様でございます。

次に、(2) 平成 26、27 年度保険料率等改定についてとありますように、改定後の所得割が 9.32%で、均等割が 5 万 1,500 円と、現行より率にしまして 0.27%、均等割で 3,000 円の増となっております。

次に、(3) 保険料率引き上げの主な原因として記載してありますように、高齢者負担率の引き

上げ、被保険者数の増加、保険給付の増加といったものが背景にございます。

続きまして、15 ページをお願いいたします。

(4) に平成 26、27 年度保険料率の改定概要として記載してございますが、保険料率の改定につきましては、御存じのとおり 2 年ごとに行ってきております。

また、②の賦課割合については、今回も所得割と均等割の比率を 36 対 64 とし、③の負担率を今回 0.22%ふやし、収納率につきましては先ほども説明しましたが、今回も変更なく 99%とし、⑥所得の伸びを次期の期間 1.0077 と見込み、⑦平成 25 年度の後期高齢者医療保険料の余剰金については全額活用し、⑧財政安定化基金については、今回の保険料率の伸びをできる限り抑えるため、20 億円を活用することとして、今回の改定率を提案し、去る 2 月 18 日の鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会の定例会において承認をいただいたところでございます。

これらの内容を踏まえまして、平成 26 年度の予算を計上させていただいているところでございます。

以上で、後期高齢者医療事業特別会計について説明を終わります。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（江口是彦） ここでしばらく休憩します。

3 時 15 分再開とします。

~~~~~

午後 2 時 55 分休憩

~~~~~

午後 3 時 14 分開議

~~~~~

**○委員長（江口是彦）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

当局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

**○委員（井上勝博）** 財政安定化基金の取り崩しについては、20 億円の投入となっているんですが、この基金はどのぐらい残っているんですか、あと。

**○保険年金課長（中村 真）** ただいまの基金に

についての御質問でございます。

あとどのくらい残っているのかという御質問ですが、今回のこの改定率を試算するに当たりまして、広域連合のほうを試算といいますか、持っておりました基金としては40億円を考えております。で、今回そのうちの半分を使いまして、残りについては、やはり今後も医療費の伸びとか、そういったのが考えられます。また次回の改定率のときもございますので、残りについてはそのときに残すという方針で今回20億円を計上しているというところでございます。

以上です。

○委員長（江口是彦）ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦）質疑は尽きたと認めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦）委員外議員による質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦）質疑はないと認めます。

これより、討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦）討論の声がありますので、これより討論を行います。

まず、本案に反対の討論はありませんか。

○委員（井上勝博）後期高齢者医療制度については、これは廃止をするべきだということがずっと主張してきております。

民主党政権のときには、政権になるとときには、これを廃止するという約束を公約をしたわけですが、結果的には廃止せずに政権からいなくなってしまったわけで、これがあるからといって、高齢者にとって恩恵は何もないですね。で、結局2年ごとの改定でどんどん上がっていくということになってきているので、これはもう一刻も早く廃止していくべきだということで反対いたします。

○委員長（江口是彦）次に本案に賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦）討論は終結したと認めます。

採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに賛成する委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（江口是彦）起立多数であります。

よって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

#### △所管事務調査

○委員長（江口是彦）次に、所管事務調査に入ります。当局に説明を求めます。

○保険年金課長（中村 真）それでは、その他所管事務について御説明いたしますので、資料別冊1の16ページをお開きください。

1の国民年金制度関係について御説明いたします。

（1）平成26年度の国民年金保険料は、月額1万5,250円となっております。

これは、そこに記載のとおりであります。平成16年の改正で決まりました保険料額に、物価や賃金の変動を加味して決定されることになっており、平成26年度は記載の額となっております。

次に、（2）平成26年度国民年金支給額については、特例水準の解消のため、4月から1%の減額が予定されておりましたが、物価上昇等により下げ幅が圧縮され0.7%の減額で、4月以降の支給額は記載のとおりとなっております。

次に、（3）平成26年度の国民年金制度改正につきましては、①の未支給年金の請求者の範囲拡大として、親族の範囲を、生計を同じくする3親等以内の親族までに拡大することとなります。

17ページをお願いいたします。

次に、②国民年金保険料の免除に係る遡及期間の見直しとして、申請免除等の遡及期間について、保険料の徴収権について消滅時効が成立していない過去2年分まで遡及して免除を行うことができるようになります。

続きまして、18ページをお開きください。

2として、短期被保険者証、資格証明書の交付状況について、国民健康保険、後期高齢者医療保険について掲載してございますので、御参照いただきたいと存じます。

以上で所管事務調査に係る説明を終わります。

よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○委員長（江口是彦）ただいま説明がありましたが、これを含めて所管事務全般について質疑に入ります。

御質疑願います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦）質疑はないものと認めます。

委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦）質疑はないと認めます。

以上で、保険年金課の審査を終わります。

御苦労さまでした。

---

△延 会

○委員長（江口是彦）本日の委員会は、これで延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦）御異議なしと認めます。

よって、本日の委員会はこれで延会いたします。

次の委員会は、あす１９日午前１０時から第３委員会室で開会します。

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会市民福祉委員会  
委員長 江口 是彦